

募集要項等に係る質問・意見の回答

令和4年7月28日修正版

No	文書名	頁	項目	質問、意見内容	回答
1	募集要項	P5	表3 対象施設・設備 ※5	実施方針に対する質問、意見への回答 No. 32の通り自家発電設備は撤去設備という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	募集要項	P10	第2章. 第2.2(1)⑧	設計建設JVの代表者は応募グループの代表企業と同一でなくてもよいとの理解で宜しいでしょうか。	代表企業は、設計から保全の全期間を通じたものとしており、応募グループの代表企業＝保全管理の代表者としてください。つまり、設計建設JVの代表者は別の企業となります。
3	募集要項	P11	第2章. 第2.2(2)① (ア)	実施方針に関する質問、意見への回答No. 96で協力企業の資格要件が無いことから、プロポーザル参加資格確認基準日から優先交渉権者選定までの間に協力企業が指名停止や営業停止になっても問題ないという理解で宜しいでしょうか。これが正として、仮に予定する協力企業に指名停止や営業停止等の措置があったとしても評価に影響が無いという理解で宜しいでしょうか。	プロポーザル参加資格確認基準日から優先交渉権者選定までの間に協力企業が指名停止や営業停止になっても失格とはなりません、評価には影響する可能性があります。
4	募集要項	P12	第2章. 第2.2(2)② 各業務の実施企業の資格要件	設計企業、土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業、保全管理企業の実績は元請に限らないという理解で宜しいでしょうか。	元請けの実績とします。
5	募集要項	P13	参加資格要件 (イ) d	「土木工事、建築工事の主任技術者…兼務することができる」との記載がありますが、今回は建築工事が主たる工事と考えておりますので土木建築企業の配置予定技術者は建築工事の配置技術者を専任すると考えてよいですか？	土木工事、建築工事双方の主任技術者要件を満たす方を配置可能であれば兼務可能としています。配置技術者は建築工事に限定するわけではありません。
6	募集要項	P12	第2章. 第2.2(2)② (ア) d	「表流水を原水とする…」とありますが、日本水道協会水道用語辞典第二版の定義より、表流水にはダム水を含むものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	募集要項	P13	第2.2.(2). ② (イ) 土木建築企業 d (ウ) 機械設備企業 c (エ) 電気設備企業 c	監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和2年9月30日国不建第130号）に基づき、特例監理技術者の配置は認められるという理解で宜しいでしょうか。	特例監理技術者の配置は認めます。
8	募集要項	P13	第2.2.(2). ② (イ) 土木建築企業 d (ウ) 機械設備企業 c (エ) 電気設備企業 c	全体工程の中で、それぞれの工種において主業務ではない期間については、その工種の監理技術者は必要な期間のみ常駐するという理解でよろしいでしょうか。例えば、機械設備工事・電気設備工事が主体で、土木建築工事が一時的に無い期間は、土木建築企業の監理技術者の常駐を要しないということでもよろしいか、という主旨です。	ご理解のとおりです。
9	募集要項	P13	(エ) 電気設備企業 c	土木建築工事の撤去作業で電気設備企業の助成が必要な場合、電気工事としては現場着工前であり、現場施工期間の現場代理人や技術者の専任は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	募集要項	P14	第2.2.(2). ② (エ) 電気設備企業 f	「電気工事（中央監視・計装設備を含む一式（既設浄水場の切替、撤去を含むものに限る））の完成実績」とありますが、中央監視・計装設備を含み、既設浄水場の切替、撤去を含む電気設備更新及び増設工事という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	募集要項	P15	第2章. 第2.2(2)② (オ)	「保全管理企業は次の要件を満たすこと。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。」とありますので、保全管理JVの構成員のいずれかが実績を保有していればよいという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	募集要項	P18	第2章. 第2(3)	応募グループ名の決め方に指定はあるのでしょうか。	指定はありません。
13	募集要項	P24	第2章. 第6.3	「競争性を確保し得ないと認められる場合」とはどのような場合を想定してますでしょうか。	談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により、応募者が少数であることが確認された場合を想定しています。
14	募集要項	P4	表3 対象施設・設備 ※1	劣化調査とはクラックの有無、塗膜の付着力の確認という理解でよろしいでしょうか。	目視調査（クラック調査）、塗膜の付着力の他、必要に応じて、破壊試験（コンクリート圧縮強度、中性化、鉄筋腐食度）等も実施を求めます。
15	募集要項 第2・2・(2)・②資格要件	P12	(ア) 設計企業	設計企業JVを考えると、代表企業の資格のみ（1社）で他の設計企業の資格は必要ないと理解してよろしいでしょうか。また、提出資料（提出書類作成要領）においても代表設計企業の書類のみの提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	募集要項	P3	(6) 対象施設 ②整備対象施設	「実施方針に関する質問、意見への回答」P3 No22においてアスベスト、PCBについてはいずれも未調査箇所がありますとの回答ですが、調査実施部分の資料を開示いただくことは可能でしょうか。	調査実施済の部分の資料については開示します。
17	募集要項	P3	(6) 対象施設 ②整備対象施設	撤去対象施設において、ダイオキシン類の対応についても上記回答と同様と理解してよろしいですか。	建物のダイオキシン類の調査は行っていません。
18	募集要項	P3	(6) 対象施設 ②整備対象施設	上記、2項に関して調査の結果、除去の必要性が発生した場合の工期延伸については、市が負担するリスクと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
19	募集要項	P3	計画水量	「表2計画水量」及び要求水準書P18「表10保呂羽浄水場に求める処理能力」は、浄水場に求める処理水量、処理能力を記載したものと理解しますが、「非常時給水能力」「公称能力」「施設能力」の記載がそれぞれ異なっています。どちらが正しいでしょうか。	募集要項P3「表2計画水量」の記載した内容が正しいものとなります。
20	募集要項	P7	第1(8)表4 対象業務	「資料閲覧の期間に閲覧資料としてプロポーザル参加希望者の閲覧に供する」と記載がありますが、実施方針で、「募集要項等で提示する」としていた資料について、公開する時期と資料とその方法をご教示願います。	提供済みです。

No	文書名	頁	項目	質問、意見内容	回答
21	募集要項	P7	第1(8)表4 対象業務	「建設工事完了後に一定期間の運転指導員の派遣を実施する。」とありますが、全量通水開始時期が令和11年10月を見込んでいるため、令和11年9月末までに膜ろ過方式による浄水施設の引き渡し後に1回実施し、建設工事完了後に1回実施することによろしいでしょうか。また、それ以降は、本事業とは別に契約されている運転管理企業において実施（契約先が変更になった場合は引継ぎ業務で実施）するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	募集要項	P7	対象業務	本事業において申請を想定されている、国庫補助等のメニューがありましたら御教授ください。	要求水準書P10に記載のとおりです。
23	募集要項	P7	対象業務	国庫補助等の申請に係る業務は本業務の対象業務でしょうか。	申請書全体としては市にて作成しますが、申請に係る図面や計算書作成、データ提供は本業務の対象としていません。
24	募集要項	P5	工事区域	工事区域が別紙1に示されています。募集要項に示す図1と相違がありますが別紙1が正でよろしいでしょうか。	別紙1は工事の影響を受ける範囲を示したものです。
25	募集要項	P10	第2.2(1)応募者の構成等⑥	⑥に「ただし、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更を認めるものとする。」とありますが、募集要項第3.1(1)の「なお、優先交渉権者決定日の翌日から基本契約の締結日までの間、優先交渉権者の構成員がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と契約を締結しない場合がある。」および(2)の「なお、優先交渉権者決定日の翌日から設計及び建設工事請負契約、保全管理業務委託契約締結日までの間、優先交渉権者の構成員がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、本市は事業者と契約を締結しない場合がある。」の場合にも、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更を認める余地があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	募集要項	P11	第2.2(1)応募者の構成等⑨	保全管理JVにおける共同企業体は、SPCに読み替えることも可とありますが、SPC設立をもって、保全管理業務委託契約の締結（令和5年3月上旬）をするものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。SPC設立後に、SPCと保全管理業務委託契約を締結することとなります。
27	募集要項	P11	第2.2(1)応募者の構成等⑨	保全管理JVにおける共同企業体は、SPCに読み替えることも可とありますが、SPCの登記上の本店所在地のご指定はありますでしょうか。	登米市内とします。
28	募集要項	P11	第2.2(1)応募者の構成等⑨	保全管理JVを甲型で実施する場合、代表企業の最小出資比率の規定はありますでしょうか。	規定はありません。
29	募集要項	P15	第2.2.(2)② (オ)保全管理企業	「募集要項P15(オ)保全管理企業において「国内において表流水を原水とする公称能力2,000m3/日以上能力を有する浄水場(膜ろ過方式)の1年以上の保全管理業務の実績を有すること」とありますが、対象の設備は、要求水準書P47の「表19 機械設備の定期点検、修繕機器交換業務、消耗品調達業務の範囲」か「表20 電気計装設備の定期点検、修繕機器交換業務、消耗品調達業務の範囲」の、どちらか全ての機器名称の保全管理業務実績との理解でよろしいでしょうか。	膜ろ過に関する機械設備の実績とします。機器名称は全て含むものとする必要はありませんが、膜ろ過に係る保全管理実績を有することとします。
30	募集要項	P19	第3.2(2)本事業で予想されるリスク	発注者から開示された資料では規定されない条件変更や、情報の不適合が生じた場合は事業者を負えないリスクと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	募集要項	P19	第3.1.(2)設計及び建設工事請負契約、保全管理業務委託契約の締結	「設計建設JVは、事業者の構成員である本施設の設計業務を行う者（以下「設計企業」という。）と設計業務に関する協定を締結する。」とありますが、国土交通省の示す特定建設工事共同企業体協定書のフォーマットを使用し、協定を締結するという理解で宜しいでしょうか。	可とします。フォーマットに指定はありません。
32	募集要項	P20	第3.2(2)表7 共通事項に関するリスク分担	事業の実施そのものに対する近隣住民の、反対等のために市の指示による対策費用等が生じた場合は、貴市にご負担いただくと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	募集要項	P20	社会リスク	環境リスク15において、選定事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）は、発注者負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者負担です。
34	募集要項	P21	第3.2.(2)表8 調査・設計・建設に関するリスク分担	用地リスクの地下埋設物に関し、「既存資料で把握可能なもの」との記載がございますが、既存資料に基づいて合理的に把握可能なもの」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書	P24	設計共通事項	全ての水槽は防水性を考慮した仕様と記載されていますが、新設の水槽は全てに防水塗装等を施すのでしょうか。また、既存沈殿池を使用する場合は防水塗装を全て新たに実施するというでよろしいでしょうか。	建築構造物内における水槽は、防水塗装が必要ですが、その他については、防水塗装の有無は問いません。ただし、薬品の使用によって、コンクリートに劣化が生じる箇所については防水塗装を実施してください。
36	要求水準書	P38	場内配管設計	GX形を使用する場合、リング、Gリングの使用の仕方については事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書	P38	場内配管設計	口径75mm未満の小配管は耐震性を有する管と記載されていますが、給水管も全て耐震性が必要でしょうか（全て鋼管を使用するというでよろしいでしょうか）。	φ50以下については水道用ポリエチレン管、SGP管等を使用し、耐震性に配慮したものを使用してください。
38	要求水準書	P38	場内配管設計	薬注配管は小配管に該当しないという考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書	P38	付帯施設設計	門扉、フェンスの更新を含む場内整備について設計を行うことと記載されていますが、工事に影響する部分の整備という認識でよろしいでしょうか（浄水場内全ての更新ではない）。	撤去した箇所については復旧となりますが、設計は敷地全体としています。
40	要求水準書	P40	5.2.1 本業務の内容	現地見学会の際に確認した場内に配置してある仮設の発電機は、レンタル品とのことですが、本事業における新設の自家発が稼働する前の負担は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	募集要項	P11	第2事業者の募集及び選定に関する事項	(2)プロポーザル参加資格要件①各企業に共通する資格要件において、登米市から指名停止を受けていないことが挙げられています。 (3)プロポーザル参加資格確認基準日③においては、「構成員」が上記(2)の要件を欠くに至った場合、審査対象から除外することとなっているが、協力企業については該当しないと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	募集要項	P14	第2-2-(ウ) -c	「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を本事業現場に専任で配置すること」とあり、実施方針質疑回答に工場製作期間と現場工事期間を分けて配置することも可とありますが、工場製作期間の配置監理技術者は非専任と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	募集要項	P5	第2章事業概要 第1事業内容に関する事項 (6)対象施設	屋外に設置されている気象観測装置等の今回対象外の機器について、施工時の移設は可能でしょうか。また、移設先に指定はありますか。	移設は可能ですが、移設先は協議によります。

No	文書名	頁	項目	質問、意見内容	回答
44	募集要項		第2章事業概要 第1事業内容に関する事項 (7) 施工可能場所	施工可能場所周辺の場内設備（フェンスや生垣等）について、施工時の一時撤去、再設置の対応は可能でしょうか。	劣化や破損等がなく、再設置が可能なものについて可とします。
45	要求水準書	P19	4.3.2処理水量 表11 原水引渡し条件	溶解性マンガンに関する原水引き渡し条件は表11に記載の0.03mg/Lと考えてよろしいでしょうか。	溶解性マンガンについては濁度とマンガンの測定値の相関等を参考に算出した数値となっておりますので、これによってください。
46	要求水準書	P19	4.3.2処理水量 表11 原水引渡し条件	原水引き渡し条件において浄水要求水準値を達成することと理解します。超過あるいは明示のない条件においては水道水質基準値を達成することと考えてよろしいでしょうか。	表下部の※6に示してあるとおり、これら以外の浄水水質項目については実績値のレベルを維持することを要求水準としております。水質レベルについては別紙4を参照ください。
47	要求水準書	P24	5.1.2 設計共通事項	「新たに設置する設備（膜ろ過、薬品注入等）は屋内に収納すること。」について、表4に新設建屋に収納することが示されている膜ろ過、薬品注入等が該当し、明示されていない設備は事業者提案（屋内に限定しない）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理性等を踏まえてご提案ください。
48	要求水準書	P7	2.6.2 対象施設の概要と範囲 表4下部※6	既設混和池付近の気象観測装置は、※6に示される別途工事での移設対象でしょうか。また施工初期の一時移設が必要な場合も別途工事に対応いただけますか。一時移設の際の移設予定場所をご教示ください。	既設混和池付近の気象観測装置は移設を想定しておりませんでしたので、提案内容によって移設が必要となる場合は、事業者の責任において移設してください。移設先は協議によります。
49	要求水準書	P3	対象業務の概要及び範囲	対象業務で実施する基本設計は、本プロポーザルの内容を記載、整理したものと理解し、基本設計終了後に作業を行う実施設計の基本的考え方をまとめるのと理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書	P3	対象業務の概要及び範囲	基本設計や実施設計において、市側からの要望により、プロポーザルで提案する内容が変更となる場合、請負工事費も変更になるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書	P4	2.6.1表3 本事業の対象業務範囲	保全管理計画書の作成について、新設対象施設であっても保全管理の対象外である土木躯体及び建築躯体については作成不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書	P5	表3 本事業の対象業務範囲	「※1事業の実施に当たり、各種調査は原則本市が実施するが、」とありますが、この調査は既に実施されているものでしょうか、それともこれから実施するものでしょうか。	測量、地質調査は実施済みです。その他の調査については、現時点で実施不要と判断しています。追加調査については、要求水準書に示すとおり、事業者提案とします。
53	要求水準書	P5	2.6.1表3 本事業の対象業務範囲	貴市にて実施された各種調査のうち、別紙でお示しされていない調査結果のご開示願います。	公開済です。
54	要求水準書	P5	2.6.2 対象施設の概要と範囲	既設利用施設や利用可能施設は、表5において保全管理の対象外となっておりますが、事業者提案にかかわらず、保全管理の対象外でよろしいでしょうか。	表5下段の※1に記載のとおりです。
55	要求水準書	P5	2.6.2 対象施設の概要と範囲	撤去対象施設におけるアスベスト、PCB、ダイオキシンの含有調査、除去工事費、処分費については本業務対象外とすることで良いでしょうか。	アスベスト、PCB、ダイオキシンの含有調査、除去工事費、処分費については本業務対象外です。
56	要求水準書	P6	2.6.2 表4 整備対象施設・設備	既設利用施設の運転操作設備、計装設備は既設利用してもよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書	P6	2.6.2 表4 整備対象施設・設備	現地見学会の際、排水池に設置されている返送ポンプの返送先が、着水井と濃縮槽が選択できるようになっておりました。場内配管図などが提示されておりませんが、現状でも濃縮槽へ返送は可能でしょうか。	現状、濃縮槽への返送はできません。
58	要求水準書	P6	2.6.2 表4 整備対象施設・設備	現地見学会の際、濃縮槽を経由せずに沈殿池の排泥を天日乾燥に直送する仮設管を敷設した旨の説明がありましたので、その際の写真や工事図書のご開示願います。	別途提供します。
59	要求水準書	P6	2.6.2 表4 整備対象施設・設備	既設設備の運転状況がわかる月報・日報の提示をお願いします。特に各水槽の水量、水位、薬品注入率（量）のご提示ください。	各水槽の水量、水位については把握していません。その他については別途提供します。
60	要求水準書	P7	表4整備対象施設・設備	「※1 イ）設計条件を変更する場合は耐震診断を実施する」とあるが、耐震診断報告書等は公表いただけるとの理解でよろしいか。	別途提供します。
61	要求水準書	P7	2.6.2 表4 整備対象施設・設備※6	屋外に設置されているFM放送の中継アンテナ・盤およびITV、無線設備等の移設は貴市にて実施との理解で宜しいでしょうか。また、事業者提案の施設配置との干渉を確認したく、貴市にて想定されている移設予定場所をご教示願います。	移設については登米市で行う予定ですが、移設先については現在未定です。
62	要求水準書	P7	2.6.2 表4 整備対象施設・設備※7	膜ろ過施設については、建屋内に収納することとありますが、建屋内に収納された後に引き渡しするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書	P7	2.6.2 表4 整備対象施設・設備※8	既設自家発棟を既設流用する場合の使用用途は、事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書	P40	5.2.1 本業務の内容 ②1号配水池、2号配水池の改造	既設1・2号配水池の構造上、要求水準書に示す配水管更新（流出ピット構築）を行った場合、配水池内に停滞水が発生すると考えます。これを解消するための改造は別途発注又は、本事業で行う場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書	P8	2.7.1 工事区域及び維持管理区域	別紙1工事区域の範囲について、具体的に事業者側で利用可能な範囲のご提示をお願いいたします。	詳細は契約後の協議とします。
66	要求水準書	P10	2.10 遵守すべき関係法令等(1)	最新の建築確認申請の副本をご開示願います。	提供可能な資料については、別途提供します。
67	要求水準書	P10	2.10 (1) 関係法令	建築確認申請の副本（最新）を開示をお願いいたします。	提供可能な資料については、別途提供します。

No	文書名	頁	項目	質問、意見内容	回答
68	要求水準書	P13	3.3.1 本市によるモニタリングの内容(2)	「本市は、事業者が行う保全管理業務について、年2回程度開催する報告会において確認を行う。」とありますが、報告会への出席者は保全管理の実施状況に応じた事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書	P15	3.4.2表8 リスク分担表【調査・設計・建設】	用地リスクについて、既存資料から現存するか確認できない地中埋設物が発生した場合は事業者の不可抗力リスクを捉え、撤去費用負担は貴市との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書	P15	3.4.2表8 リスク分担表【調査・設計・建設】	用地リスク 「8.地下埋設物（既存資料で把握可能なもの）に関するもの」とあるため、地下埋設物が把握できる既存資料をご提示ください。	提供できる資料は提供済です。
71	要求水準書	P15	3.4.2表8 リスク分担表【調査・設計・建設】	他事業調整リスク 「14.発注者の事由により発生した他事業との調整による工事の遅延・工事費の増大」とありますが、既に予定・実施中の他事業の工事スケジュールをご教示願います。	現時点では予定はありません。
72	要求水準書	P15	3.4.2表8 リスク分担表【調査・設計・建設】	既設埋設管位置をご提示頂く資料と乖離があった場合に、移設または提案計画を変更せざるを得ない場合に発生する費用は、変更対象になると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者として変更を最小限に抑えるようにしてください。
73	要求水準書	P17	4.1 用語の定義	①「既基本設計」に本市が事前に作成した設計との定義がございます。一方で、基本設計は、4頁の表3によれば事業者の対象業務とされております。基本設計は、ある程度既基本設計に依拠することが想定されているように思いますが、既基本設計に誤り等があった場合は、事業者は免責されるよう個別契約書に規定が置かれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者として既基本設計を十分に確認し、誤り等の懸念がある場合は、基本設計、実施設計の業務として、変更案の提示等をお願いします。
74	要求水準書	P18	4.3.1表10 保呂羽浄水場に求める処理能力	計画浄水量は浄水ロス等を考慮したうえで、事業者提案と示されていますが、事業者提案は浄水場内の浄水ロス部分であると認識しています。浄水場内における給水（雑排水や散水など）については既設の場内給水量をご教示いただき、その水量と同程度と想定してよろしいでしょうか。	生活用（手洗い、トイレ等）として使用する給水量は、1日あたり1m3程度です。
75	要求水準書	P18	4.3.1表10 保呂羽浄水場に求める処理能力	原則、予備系列が停止していても定格給水量は処理できる設備として設計を行いますが、非常時最大給水量はあくまでも非常時であるために予備系列を稼働して処理を行う設備として設計してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書	P18	4.3.2 原水水質、浄水水質及び排水水質要求水準	「1,000度から2,000度の場合は、計画一日最小給水量である19,800 m3/日が確保可能な施設であることを求める。」とありますが、排水処理の検討を行うために、この濁度条件下における計画一日最小給水量の確保継続時間については別紙4-2の過去の実績より、最大10時間程度と調べてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書	P18	4.3.1 処理水量 表 10 保呂羽浄水場に求める処理能力	原則として、予備系列が停止していても計画一日最大給水量を処理可能な設備として設計を行うものと理解しますが、非常時最大給水量は非常時の対応である前提として、予備系列を稼働して処理を行う設備として設計してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書	P19	4.3.2表11 原水水質引渡し条件及び浄水要求水準値、管理目標値	要求水準書表11に示されている原水引渡し条件について、過去に記録した最大値の継続時間を超えた場合の保全管理費の増大リスクは、貴市のご負担であるとの理解でよろしいでしょうか。例えば、表11及び別紙4-2に基づき事業者提案により設定した運転範囲を逸脱した運転を行い、発生した設備の修繕頻度増加や薬品洗浄回数増加等を想定しております。また、濁水等による取水量の減少による保全管理費の増大のリスクは貴市のご負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書	P22	4.3.4 構造物及び設備の耐用年数	着水井、混和池、沈殿池、急速ろ過池、排水排泥池は本事業では劣化部の補修、耐震補強を行うこととなっております。劣化部の補修は、保全管理期間中は適切な機能は維持する必要がありますが、保全期間終了後も貴市が継続使用されることを理解する必要があります。その場合の耐用年数の考え方は、補修・補強を行った構造物の耐用年数は補修・補強後地方公営企業法施行規則の有形固定資産の耐用年数以上が維持できる必要があるとのことよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書	P22	4.3.5 本事業期間終了時における本施設の状態	「性能が維持できていない場合、事業者は自らの費用負担にて修繕等を行うものとする」とは、引渡後1年以内に不具合が生じた場合は、事業者の費用負担で修繕を行うとの趣旨でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	要求水準書	P22	4.3.5 本事業期間終了時における本施設の状態	「膜モジュールについては、事業終了後2年間交換の必要がないことを保証するものとする」とありますが、膜モジュールとは水道用膜モジュール規格で認定を受けたモジュール範囲で、膜モジュールを構成するエレメント、パッキン、ケーシング、フレーム等を指すものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	要求水準書	P22	4.3.5 本事業期間終了時における本施設の状態	「膜モジュールについては、事業終了後2年間交換の必要がないことを保証するものとする」とありますが、事業終了後2年間の間に運転マニュアルの通りの運転を行い、水質と水量が確保できなくなった場合に、事業者の責任（負担）において膜モジュールを交換して、水質と水量を確保できるようにするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書	P24	5.1.1表14 設計条件	地球環境に配慮するために取水ポンプ導水圧の利用を検討している為、下り松ポンプ場ポンプ井の運用水位をご教示ください。	HWL：6.88m LWL：2.4mのうち、5.6～4.5mで運用しています。ポンプ運転としては、5mで1台起動、4.8mで2台起動、4.5mで3台起動します。停止については、5.2mで3台目が止まり、5.4mで2台目止まり、5.6mで3台目が止まる設定としています。
84	要求水準書	P24	5.1.2 設計共通事項⑦	「全ての水槽は防水性を考慮した仕様とする」とありますが、「防水性＝防水塗装・ステンレス鋼板張り等」の理解でよろしいでしょうか。	防水性を確保できれば、工法は問いません。ただし、建築構造物内における水槽については、要求水準書のとおり防水塗装が必要です。
85	要求水準書	P24	5.1.1 本業務の内容 表14 設計条件	下り松ポンプ場のポンプ井の運用水位をご教示ください。	83と同様の回答となります。

No	文書名	頁	項目	質問、意見内容	回答
86	要求水準書	P24	5.1.2.設計 共通事項⑥	「指針や立地条件等を考慮し、避雷設備を設けること」について、建物高さや指針による判断基準に依らず、避雷針を設置することが条件でしょうか。	避雷針を設置してください。
87	要求水準書	P25	5.1.4 浄水 施設設計 (前処理施 設設計、薬 品注入設備 設計含む) (1)① (ア)	「なお、調査・診断の結果、性能が不足する場合は必要な劣化補修…」とありますが、施設の健全性が不足するとの判断は、事業者の調査結果から、貴市の基準によって判断され、貴市の補修レベルが指示されるとの理解でよろしいでしょうか。	設計時において見込んでいる強度等を下回る場合、補修を指示します。
88	要求水準書	P25	5.1.4 浄水 施設設計 (前処理施 設設計、薬 品注入設備 設計含む) (1)① (イ)	「なお、水槽内の防水は全面改修を行うこと」とありますが、既設で内面防水塗装が施されている場合には、同等以上の規格・性能を有した防水塗装により補修するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	要求水準書	P25	5.1.4 浄水 施設設計 (前処理施 設設計、薬 品注入設備 設計含む) (1)① (イ)	既存施設を活用する場合は、3.4.2本事業で予想されるリスクの表9リスク分担表【保全管理・終了】の浄水場の保全項目にある「施設性能リスク」は事業者側の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書	P25	5.1.4 浄水 施設設計 (前処理施 設設計、薬 品注入設備 設計含む) (1)②	既設沈澱池を利用する条件として、開口部への覆蓋の設置が求められていますが、覆蓋の設置によって躯体の強度が不足する場合には、事業者の責任において躯体の補強を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	要求水準書	P25	5.1.4 浄水 施設設計 (前処理施 設設計、薬 品注入設備 設計含む) (1)②	既設沈澱池を利用する条件として、開口部への覆蓋の設置が求められていますが、覆蓋の設置は塩素拡散防止や遮光が目的であると考えますので、躯体と一体となる覆蓋で開口部を塞ぐことが必要と考えてよろしいでしょうか。	機能を果たせるのであれば、別構造としても問題ありません。
92	要求水準書	P25	5.1.4 浄水 施設設計 (前処理施 設設計、薬 品注入設備 設計含む) (1)④	既設沈澱池を膜ろ過浸漬槽として活用する場合にも、濁質の沈澱機能と粉末活性炭接触分離槽を兼ねることから、汚泥掻寄機の更新と排泥設備の自動化を図る必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	適切な排泥装置の設置を求めます。
93	要求水準書	P25	5.1.4 浄水 施設設計 (前処理施 設設計、薬 品注入設備 設計含む) (1)前処理 施設設計②	「沈殿池について、浄水処理施設として継続利用する場合、」とありますが、「浄水処理施設」とは前処理施設としての沈殿池との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書	P26	5.1.4 浄水 施設設計 (前処理施 設設計、薬 品注入設備 設計含む) (2)	24頁・5.1.2 設計共通事項に「⑨新たに設置する設備(膜ろ過、薬品注入等)は屋内に収納すること。」とあります。また26頁(2)粉末活性炭注入施設設計に「③貯蔵設備は周辺機器に影響の無いように防塵対策を施すこと。」ともあります。下り松ポンプ場で活性炭設備を増設するものも同様に屋内に配置し、防塵対策対応と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書	P26	5.1.4 浄水 施設設計 (前処理施 設設計、薬 品注入設備 設計含む) (3)	除マンガンは前処理として位置づけられており、更新後の保呂羽浄水場では最終工程として必ず膜ろ過を配置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書	P26	5.1.4 浄水 施設設計 (前処理施 設設計、薬 品注入設備 設計含む) (2)	「下り松ポンプ場の既設設備を含め、最大注入率40mg/L、平均注入率2.5mg/L、最小注入率1.9mg/L に対応可能な設備とする。」とありますが、下り松ポンプ場での最小注入量、最大注入量をご教示願います。	最小注入量1.9mg/L、最大注入量20.0mg/Lです。
97	要求水準書	P26	5.1.4 浄水 施設設計 (前処理施 設設計、薬 品注入設備 設計含む) (2)	「下り松ポンプ場の既設設備を含め、最大注入率40mg/L、平均注入率2.5mg/L、最小注入率1.9mg/L に対応可能な設備とする。」「原則、保呂羽浄水場にて注入設備を増設」とありますが、保呂羽浄水場での注入率をご教示願います。	下り松ポンプ場と保呂羽浄水場合計で最大注入量40mg/Lを確保してください。

No	文書名	頁	項目	質問、意見内容	回答
98	要求水準書		P26 5.1.4 浄水施設設計 (前処理施設設計、薬品注入設備設計含む) (2)	「下り松ポンプ場に増強できるスペースが確保される場合は、下り松ポンプ場でも増設をすることを認める。」とありますが、改造の検討をするにあたり、土木・建築・機械・電気設備の一式の図面を提示ください。	別途提供します。
99	要求水準書		P26 5.1.4 浄水施設設計 (前処理施設設計、薬品注入設備設計含む) (2)	25頁(1) 前処理施設設計⑥に前処理施設は複数系列とする旨の記載がありますが、粉末活性炭設備は貯留・注入設備ともにこれに複数系列とする旨の記載がありません。粉末活性炭設備は1系列で提案してよろしいでしょうか。	事業者提案によります。
100	要求水準書		P26 5.1.4 浄水施設設計 (前処理施設設計、薬品注入設備設計含む) (4)①, ②	膜ろ過施設に適用する装置および膜モジュールは、浄水用設備等認定登録設備と水道用膜モジュール規格認定の適用を受けたものを使用することとなっております。 一方、募集要項P14各業務の実施企業の資格要件の(ウ) 機械設備企業 (f) には、「表流水を原水とする公称能力2,000m3/日以上能力を有する浄水場」の完成実績が必要です。 機械設備企業は、複数の浄水用設備等認定登録と水道用膜モジュール規格認定を保有している場合がありますが、今回適用する膜ろ過装置および膜モジュールは、表流水を原水とする公称能力2,000m3/日以上納入実績があるものを適用するとの理解でよろしいでしょうか。	機械設備企業としての実績を求めており、装置としての実績を求めるものではありません。
101	要求水準書		P27 5.1.4 浄水施設設計 (前処理施設設計、薬品注入設備設計含む) (4)⑬	「膜ろ過施設の物理洗浄による排水は、既設排水処理施設へ排水すること。」とありますが、膜の物理洗浄排水を直接既設排水処理施設へ排水するとの理解でよろしいでしょうか。	直接かどうかは問いません。適切に排水、返送等の工程が行える提案であれば、問題ありません。
102	要求水準書		P27 5.1.4 浄水施設設計 (前処理施設設計、薬品注入設備設計含む) (4)⑭	「膜の薬品洗浄水槽や調液する薬品水槽、中和槽等は薬品による劣化を考慮した材質・構造を提案すること。また、各種水槽において漏洩等の著しい劣化が確認された場合には、事業者の負担において補修を実施すること。」とありますが、薬品は水と浸透性がことなるために漏液のしやすさが異なると想定されます。水張試験は実際に使用する薬品の濃度で実施を行うべきと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書		P27 5.1.4 浄水施設設計 (前処理施設設計、薬品注入設備設計含む) (4)⑭	既設沈殿池を利用し浸漬膜方式を採用した場合、下部に濁質が堆積するために除濁機能が必要であると考えますがよろしいでしょうか。	条件にあった、適切な提案をお願いします。
104	要求水準書		P27 5.1.4 浄水施設設計 (前処理施設設計、薬品注入設備設計含む) (4)⑭	既設沈殿池を利用し浸漬膜方式を採用した場合、下部に濁質が堆積するために除濁機能が必要であると考えます。設置する場合、掻寄機のメンテナンス及び更新作業が非常に困難であると思われます。浸漬膜では掻寄機以外を提案してよろしいでしょうか	可とします。
105	要求水準書		P27 5.1.4 浄水施設設計 (前処理施設設計、薬品注入設備設計含む) (4)⑭	「膜の薬品洗浄水槽や調液する薬品水槽、中和槽等は薬品による劣化を考慮した材質・構造を提案すること。また、各種水槽において漏洩等の著しい劣化が確認された場合には、事業者の負担において補修を実施すること。」とありますが、薬品であるために漏液があると影響が甚大であると想定されます。コンクリート水槽をに防水塗装する場合、躯体築造後の防水塗装前に水張試験を行い、さらに防水塗装後に再度に躯体の水張試験を行うことが必要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書		P27 5.1.4 浄水施設設計 (前処理施設設計、薬品注入設備設計含む) (4)⑭	浸漬槽を屋内に設置した場合には、浸漬槽外面からの結露水についても同様の対策が必要との理解でよろしいでしょうか。	適切な結露対策を提案してください。
107	要求水準書		P29 5.1.5 電気計装設備設計 (4)②	コントロールセンタの場合はJEM1195に準拠、動力制御盤の場合はJEM1265に準拠と記載がありますがどちらかの方式を選択するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書		P29 5.1.5 電気計装設備設計 (5)②	「②原水水量、膜ろ過水量、場内給水量の測定は、電磁流量計を用いて行うこと。」とあります。分岐後の流量の合算などでこれらが演算できる場合などには、1か所での計測は不要と考えてよろしいでしょうか。例えば原水水量を2系統で計測した場合などでは、各流量の合算を演算することで良いとの理解でよろしいでしょうか。	可とします。
109	要求水準書		P31 5.1.6 配水池設計	配水池の清掃頻度と直近の実績を教示ください。	近年の実績はありません。今年度、来年度に分けて実施を予定しています。今後10年に1度程度の実施を計画しています。
110	要求水準書		P31 5.1.6 配水池設計	配水池の清掃頻度について、近年の実績をご教示ください。	近年の実績はありません。今年度、来年度に分けて実施を予定しています。今後10年に1度程度の実施を計画しています。
111	要求水準書		P32 5.1.7 排水処理施設設計	現在測定している水質項目と、測定方法、測定の頻度をご教示ください。	提供可能な資料については、別途提供します。
112	要求水準書		P32 5.1.7 排水処理施設設計	排水のルートなどを確認するため、水濁法上の届出の副本を提示ください。	提供可能な資料については、別途提供します。

No	文書名	頁	項目	質問、意見内容	回答
113	要求水準書	P32	5.1.8 建築物設計 (1)①	「人が常駐する建築物の構造は、鉄筋コンクリート造若しくは同等以上とする」とありますが、鉄骨造（法定耐用年数48年）はRC造（法定耐用年数60年）同等ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	要求水準書	P32	5.1.8 建築物設計 (1)④	5.1.2⑦では防水性を考慮した仕様とすることとありますが、本項目についても同様との理解でよろしいでしょうか。同様であれば、同様の記載内容への変更をお願いします。	建築構造物内における水槽については、要求水準書のとおり防水塗装が必要です。
115	要求水準書	P32	5.1.8 建築物設計 (1)⑤	事務室・中央監視室及び電気室の床は、フリーアクセスフロアとする。とありますが、原則ケーブルルート部分をフリーアクセス床との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書	P32	5.1.8. 建築物設計 (1) 共通事項	「1階床レベルは、降雨・積雪時の人の出入りに考慮した高さを確保すること」について、建築基準法上の積雪深は50cmです。このため、1階の床高さは50cm以上とするとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書	P33	5.1.8 建築物設計 (2)1)⑩	「水質分析室、事務室における水質試験機器や什器備品類は原則移設とする。」とありますが、移設する機器や備品のサイズ及び物量をご教示願います。	後日リストを提示します。
118	要求水準書	P33	(2)管理棟設計1)⑩セキュリティ対策	玄関、職員通用口は電気錠で施錠する考えでしょうか。	事業者提案とします。
119	要求水準書	P33	(2)管理棟設計1) 部屋諸元 ③シャワー室	シャワー室は男女別の指定が無いため、男女共用とすることで良いでしょうか。	可とします。
120	要求水準書	P33	(2)管理棟設計1) 部屋諸元 ⑥各種分析室	「⑥各種水質分析室（実験台×1台、器具棚×2台、薬品庫×2台、ドラフトチャンバー×1台を設置すること）」とありますが、「表 16 付属品リスト」には中央、サイド実験台_数量2台とあります。どちらが正解でしょうか。	実験台は合計3台必要です。
121	要求水準書	P33	(2)管理棟設計1) 部屋諸元 ⑥各種分析室	廃液保管庫スペースは必要でしょうか。	必要です。配置については事業者提案とします。
122	要求水準書	P33	(2)管理棟設計1) 部屋諸元 ⑥各種分析室	各種水質分析室の必要スペースについて明記がありませんが、既設管理棟の3階の各種分析室、4階のガスクロ室の大きさ程度を確保することで宜しいでしょうか。	現行と同じ測定が出来る規模を想定します。
123	要求水準書	P33	(2)管理棟設計1) 部屋諸元 ⑦書庫・倉庫	書庫・倉庫の規模について約20m ² と記載されていますが、書庫と倉庫をそれぞれ別フロアに別部屋として確保し、合計面積を約20m ² の大きさとする計画でも宜しいでしょうか。	書庫と倉庫を分けた配置でも構いません。使い勝手を考慮し適切な面積となるよう提案をお願いします。
124	要求水準書	P33	(2)管理棟設計1) 部屋諸元 ⑩水質分析室	⑩水質分析室について「実験台については新設にする」と記載がありますが、指定された実験台の数量分のみの新設で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	要求水準書	P33	5.1.8(2)1) 部屋諸元	書庫倉庫は、書庫と倉庫を分けた配置としても宜しいでしょうか。	書庫と倉庫を分けた配置でも構いません。使い勝手が良い提案をお願いします。
126	要求水準書	P35	5.1.8 建築物設計 (2)2)④	「水質分析室では、水道法第4条の規定に基づく水道水質基準51項目の水質検査を行えるスペースを確保すること。」とありますが、測定機器の仕様や什器数が不明なため、設置する什器の寸法一覧のリストを提示ください。	後日リストを提示します。
127	要求水準書	P35	5.1.8 建築物設計 (5) 建築機械設備	場内の一次給水は、公道（場外）の水道管から分岐して引込みをされているのかどうかご教示願います。また、本事業の於いて水道メーターの新設設置が必要かどうかをご教示願います。	場内の一次給水は公道（場外）の水道管からの分岐ではありません。水道メータは設置しない方向です。
128	要求水準書	P35	5.1.8 建築物設計 (5)①	環境課との協議には設置者である貴市職員が同行するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	要求水準書	P35	5.1.8 建築物設計 (5)①	合併浄化槽の設置に関する届出については、事業者にて届出を代行するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	要求水準書	P35	(2)管理棟設計(5)①給排水設備	「給湯設備は電温水器…」と「給湯方式は原則として湯沸器…」の記述がありますが、電気を主としてガスは使用しない考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	要求水準書	P35	(2)管理棟設計2)③エレベーター	バリアフリー対応E/Vについて仕様が明記されておりません。機械室レス、9人乗り、定格速度60m/min同等性能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	要求水準書	P35	(5)建築機械 ①給排水設備	「管理棟へ上水を供給する」とありますが、水道メーターの設置は必要でしょうか。	水道メーターは設置しない方向です。
133	要求水準書	P35	(5)建築機械 ①給排水設備	合併処理浄化槽からの放流先をご教示ください。	市道上の道路側溝を見込んでいます。
134	要求水準書	P36	(2)管理棟設計(5)②空調換気設備	「温湿度環境が整備可能な…」とありますが、居室の湿度設計は必要でしょうか。	湿度設計は必要です。

No	文書名	頁	項目	質問、意見内容	回答
135	要求水準書	P36	(2)管理棟設計(5)②空調換気設備	換気エリアに廊下が含まれておりますが、一般的に換気対象としない範囲と思われる。換気対象から除外することは可能でしょうか。	可とします。
136	要求水準書	P37	5.1.8 建築物設計(6)⑤	現地見学会の際に、テレメータ用引き込み回路のみ事業者にて用意するように指示がありましたが、電話線自体の配線やテレメータの移設は事業範囲外でよろしいでしょうか。	建築設備として設置する部分については事業者側で設置することとします。テレメータの移設は事業範囲外ですがケーブルルートの確保は事業者で行ってください。
137	要求水準書	P37	5.1.9 場内配管設計(2)	水理検討を行うにあたり、各配水池の実運用水位および、同時に停止する可能性のある池数をご教示願います。	各配水池は連結しておらず、同時に停止することはありません。各配水池の実運用水位は、3.5m～5.0mです。
138	要求水準書	P37	5.1.9 場内配管設計(2)	配水管からのサンプリングについて、新1号配水管へ切り替わった際に、サンプリングポンプおよび配管は更新されますでしょうか。更新予定の場合にはその図面をご提示ください。	配管の更新は令和6年度に予定しておりますが、設計はこれからとなります。
139	要求水準書	P38	5.1.9 場内配管設計(2)配水管更新別紙8	別途発注工事の新一号線への切り替え工事完了後、別途、旧配水管および流量計室の撤去を行いますでしょうか。撤去されない場合、本事業に支障とならなければ、残置してよろしいでしょうか。	残置を可とします。
140	要求水準書	P37	(2)管理棟設計(6)⑩自動制御設備	冷暖房換気設備の監視制御とありますが、イメージとして1画面のタッチパネルで、冷暖房切替、発停、温度変更、換気発停を行い監視するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	要求水準書	P38	5.1.9 場内配管設計(2)	貴市にて、別途発注の送水ルートである新1号線への切替工事の実施時期は、いつ頃を想定されておりますでしょうか。	令和6年度を予定しております。
142	要求水準書	P38	5.1.9 場内配管設計(2)別紙8	1号線への配水管切替が完了後の旧配水管や流量計室は別途撤去されますでしょうか。撤去されない場合、本事業に支障があれば撤去しますが、支障なければ残置してよろしいでしょうか。	残置を可とします。
143	要求水準書	P38	5.1.10 付帯施設設計	緑地への散水は、上水を使用されておりますでしょうか。	緑地への散水は行っていません。
144	要求水準書	P38	5.1.10 付帯施設設計(1)①	①本事業において整備した施設の配置や動線に留意し、門扉、フェンスの更新を含む場内整備についての設計を行うこと。とありますが、門扉、フェンス、外灯等は既設流用してよろしいでしょうか。	劣化や破損等がなく、再設置が可能なものについて可とします。
145	要求水準書	P38	5.1.10 付帯施設設計(2)	既設のAs舗装仕様を確認できる資料をご開示願います。	別途提示します。
146	要求水準書	P38	5.1.9 (2)配水管更新	別途発注工事の新1号線への切り替え工事の実施時期をご教示ください。	令和6年度を予定しております。
147	要求水準書	P38	4.1.10付帯施設設計(2)駐車場、舗装、外灯	「外灯…」とありますが、要求事項が述べられておりません。見学会で屋外照明が整備済であることを確認したため、本事業の整備により照度不足が生じた部分について外灯を計画しますが、既設については現状のままとする考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書	P38	場内配管設計	既設配水池(1、2、4-1、4-2、3号池)の運用水位の差はどの程度あるでしょうか。また、この水位差により運用上支障はあるでしょうか。	水位差はほぼ無く、運用上支障はありません。
149	要求水準書	P38	付帯施設設計 駐車場、舗装、外灯	凍結を考慮する場合の設計条件をご教授ください。	市としての基準はありませんが、県内他自治体の例から凍結深度40cm程度を見込みます。
150	要求水準書	P38	(1)場内整備②	管理棟は建設当初、屋外に地下燃料タンクが埋設されていたようです。現時点で、埋められたままなのか、もしくは撤去されたのでしょうか。ご教示をお願いします。	タンクは残置しており、タンク内に砂を充填しています。
151	要求水準書	P38	場内配管設計	沈下量を反映した可とう管類を設置と記載されていますが、同様の機能を発揮する方法でも可能でしょうか。	可とう管の設置を基本とします。
152	要求水準書	P39	5.1.13 設計図書提出	「仕様、部数及び様式等は、本市の指示に従うこと。」とありますが、様式の雛形があればご提示ください。	雛形はありませんが、水道施設設計業務委託標準仕様書に基づき提出願います。
153	要求水準書	P39	5.1.13 設計図書提出	「仕様、部数及び様式等は、本市の指示に従うこと。」とありますが、製本する仕様と部数により提案金額へ影響があるため仕様と部数をご教示願います。	水道施設設計業務委託標準仕様書に基づき提出願います。部数については原本1部、副本2部の提出を基本とします。
154	要求水準書	P39	5.1.13 設計図書提出	電気品の手配が長納期になっているので、詳細設計の完了後から手配では工期遅延のリスクがあります。設計期間中に一部機器の承諾対応をお願いします。	検討します。
155	要求水準書	P39	5.1.10.付帯施設設計(2) 駐車場、舗装、外灯②	「場内除雪時の必要スペースを確保すること」について、手押し式の除雪機が通行可能な程度の通路幅を確保する事との理解で宜しいでしょうか。	場内除雪時の必要スペースとは、除雪した雪の仮置きに必要なスペースです。
156	要求水準書	P40	5.2.1 本業務の内容 建設工事対象	既設1・2号配水池に記載の配水池改造を行った場合には短絡流が生じるため、合わせて導流壁の設置が必要になると考えます。この導流壁の設置が基本設計にありませんが、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	要求水準書	P40	5.2.1 本業務の内容 撤去工事対象	機械設備及び電気設備の撤去対象物について、撤去費用算出のため以下のご提示願います。 ・機器リスト ・機器仕様、材質、数量、重量が記載された資料 ・配管仕様、数量 ・配管支持材数量 ・盤仕様、外形、重量、数量 ・ケーブル数量	別途提示します。
158	要求水準書	P40	5.2.1 本業務の内容 撤去工事対象	撤去対象の提示の無いもので、受注後に撤去が必要になった場合には設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	要求水準書	P40	5.2.1 本業務の内容 撤去工事対象	現地見学会の際、現在使用していない仮設機器などが多数あることが確認されました。これらの撤去については詳細が不明なため、本工事の対象外と考えてよろしいでしょうか。もし対象の場合にはその仕様・数量・重量などをご提示ください。	基本的には対象外とします。
160	要求水準書	P40	5.2.1 本業務の内容 撤去工事対象	1・2号配水池にある表洗ポンプや揚水ポンプなどの機器は使用しない場合、基本設計書に撤去の記載がないため、残置でよろしいでしょうか。撤去が必要な場合、設計変更対象でよろしいでしょうか。	残置を可とします。撤去が必要な場合は、設計変更対象となります。

No	文書名	頁	項目	質問、意見内容	回答
161	要求水準書	P40	5.2.1 本業務の内容 撤去工事対象	提示の無い地下埋設物については市のリスクとなっておりますので、撤去が必要になった場合には設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	要求水準書	P40	5.2.1 本業務の内容 撤去工事対象	地下埋設物（既存資料で把握不可能なもの）に関するリスクは発注者となっております。従って、この撤去が必要になった場合は設計変更対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	要求水準書	P41	5.2.2 建設工事、撤去 工事業務 (5)	「仕様、部数及び様式等は、本市の指示に従うこと。」とありますが、様式の雛形があればご提示ください。	雛形はありませんが、水道工事標準仕様書【設備工事編】、【土木工事編】に基づき提出願います。
164	要求水準書	P41	5.2.2 建設工事、撤去 工事業務 (5)	「仕様、部数及び様式等は、本市の指示に従うこと。」とありますが、製本する仕様と部数により提案金額へ影響があるため仕様と部数をご教示ください。	水道工事標準仕様書【設備工事編】、【土木工事編】に基づき提出願います。部数については正、副1部ずつの提出を基本とします。
165	要求水準書	P42	5.2.3 試運転調整、切 替え対応業務	【意見】 試運転の際などに、新設へ水が来るように既設着水井の入口の水を絞っていただくことをお願いします。	検討します。
166	要求水準書	P42	5.2.3 試運転調整、切 替え対応業務	試運転時における供給いただける水量をご提示ください。	調整、協議によります。
167	要求水準書	P42	5.2.3 試運転調整、切 替え対応業務	試運転時における排水先と排水可能な時間あたりの水量をご提示ください。	調整、協議によります。
168	要求水準書	P42	5.2.3 試運転調整、切 替え対応業務	現地見学会の際、浄水処理を停止許容時間について4時間までと回答がありましたが、浄水処理を停止した実績をご教示願います。	着水井・混和池や取水塔ポンプビットの清掃、機器の保守点検時、高架タンクの清掃時、今年度のC/C盤更新などの実績あり。配水池を満水にした後、4時間程度が実績としてあります。
169	要求水準書	P42	5.2.3 試運転調整、切 替え対応業務	「⑤仮設設備についても同様の扱いとする。」とありますが、同様とは①～④を遵守するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	要求水準書	P42	5.2.4 運転管理マニ ュアルの作成 業務	運転管理マニュアルの作成について、表3 本事業の対象範囲「新設対象施設の建設」「運転管理マニュアル作成」の内容に「日常点検マニュアル作成」がありますが、日常点検マニュアル作成は建設所掌として明記されていますので、保全管理としての運転管理マニュアルの作成は、この日常点検マニュアルを基に加筆する形でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	要求水準書	P42	5.2.3 試運転調整、切 替え対応業務	試運転に使った水の排水先をご教示ください。また、時間当たりの排水量の制限等があればご教示ください。	排水の量や水質により、排水池に送り、返送水とするか、濃縮槽を経由して天日乾燥床に送ることになるので調整、協議になります。
172	要求水準書	P42	5.2.3 試運転調整、切 替え対応業務	浄水処理の停止可能時間をご教示ください。また、過去に停止した際の実績についてもご教示ください。	着水井・混和池や取水塔ポンプビットの清掃、機器の保守点検時、高架タンクの清掃時、今年度のC/C盤更新などの実績あり。配水池を満水にした後、4時間程度が実績としてあります。
173	要求水準書	P42	5.2.3 試運転調整、切 替え対応業務	試運転時に利用可能な水量をご教示ください。	浄水場の運転を維持する必要があるため、調整、協議によります。
174	要求水準書	P43	5.2.6 施工管理業務(1)	「建設工事期間中の汚水、雑排水及び雨水排水は事業者において対応すること」とありますが、雨水排水を事業者で対応することは不可能なため、建設工事に係る汚水、雑排水のみの対応でよろしいでしょうか。	掘削に伴い発生した濁水（雨水も含む）は、適切に処理したのち、排水してください。
175	要求水準書	P43	5.2.8 周辺環境調査、電波障害等 対策業務、 生活環境影響調査業務 (1)	①②③の調査内容については事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	要求水準書	P44	5.2.8 周辺環境調査、電波障害等 対策業務、 生活環境影響調査業務 (2)4)	実施方針の回答No.57～59に、埋蔵文化財の調査期間は想定できない旨の質疑回答がございましたが、提案する際には調査期間は工事工程に見込む必要はないと考えてよろしいでしょうか。見込む必要がある場合には、その想定期間をご教示ください。	調査期間は見込む必要はありません。
177	要求水準書	P45	6.2.1 保全管理計画書 作成業務	「①日常点検（日・週点検含む）計画、マニュアル」について、この日常点検マニュアルは、表3 本事業の対象範囲「新設対象施設の建設」「運転管理マニュアル作成」と同様のマニュアルであるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	要求水準書	P45	6.2.1 保全管理計画書 作成業務	薬品調達計画とは、想定薬品消費量を示すものであり、実際の薬品調達業務は保全管理業務の対象外であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	要求水準書	P45	6.1.1 保全管理業務の 範囲⑤	本市が負担する動力費も含めて、ライフサイクルコストが経済的となるシステムを求めると記載がありますが、保全方法は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	文書名	頁	項目	質問、意見内容	回答
180	要求水準書	P46	6.2.2 保全管理業務(3)	「消耗品、部品は表19, 表20に示すものを基本として、その他必要な消耗品、部品の追加、交換頻度の設定は事業者提案とする。」とありますが、表19、表20に示すものを必ず事業期間内に交換するものではないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	要求水準書	P48	6.2.2 保全管理業務(4)	「事業者は、膜ろ過設備が通常運転の範囲において、継続使用又はその他の要因により、・・・」とありますが、「その他の要因」とは、表9 リスク分担表【保全管理・終了】でリスク負担者が発注者に分類される各リスクに起因する要因は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	要求水準書	P48	6.2.2 保全管理業務(4)	薬品洗浄を実施する際の関連工事による調整や、配水池・排水池の運用水位の変更等操作は、運転管理企業にて実施いただくとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	要求水準書	P48	6.2.2 保全管理業務(4)1)	「事業者は、薬品洗浄の実施に先立ち、その詳細な計画を立案し、本市の承認を得なければならない。」とありますが、薬品洗浄に関する計画について、事業者は貴市と事前に協議することができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	要求水準書	P48	6.2.2 保全管理業務(4)1)	薬品洗浄廃液は産業廃棄物として適切な処理を行うこととありますが、当該産業廃棄物の排出事業者は貴市であり、収集運搬費及び処分費の負担は貴市であるとの理解でよろしいでしょうか。	排出事業者は本市となりますが、要求水準書6.2.2 保全管理業務(4)5)にあるように、搬出運搬及び処分費の負担は事業者となります。
185	要求水準書	P49	6.2.2 保全管理業務(7)	「事業終了後に、・・・事業者は本事業対象施設について、事業終了前の適切な時期に個々の健全性及び老朽度を調査し、その結果を本市へ提出すること。」とありますが、健全性及び老朽度の調査方法は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	要求水準書	P49	6.2.3 本市及び運転管理企業との協議、運転指導業務	「なお、派遣する期間については、1週間以上を基本として事業者の提案とし、費用は事業者が負担すること。」とありますが、事業者が負担する費用とは、本業務にて事業者が派遣する指導員などであり、運転管理企業の従事者の費用は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	要求水準書	P11	2.10 遵守すべき関係法令等 (2) 指針および各種基準等	「②水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）については令和4年度に改訂予定であることから、これに準拠するものとする。」現時点で発刊前のため内容を知り得ません。提案後にコスト影響がある場合は設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	2022年6月に発行となりましたので、内容を確認し提案いただくものとし、変更対象とはしません。
188	要求水準書	P19	別紙4-2	高濁度記録の濁度は、浄水場流入水ではなく取水濁度と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	要求水準書	P25	5.1.4 浄水施設設計 (1) 前処理施設設計 ④	既設沈殿池を活用する要件として、汚泥掻き機の更新と排泥設備の自動化が挙げられています。また、4.1.7排水処理施設設計では、沈殿池の排泥フローは事業提案とすることが明記されています。既設は沈殿池からの排出汚泥は排泥池を利用せず濃縮槽に直接投入しています。今回更新後も同様のフローを考えた場合、排泥池の設備更新は不要と考えて良いでしょうか。	事業者提案とします。
190	要求水準書	P28	5.1.4 浄水施設設計 (5) 薬品注入設備設計 ⑭	⑭防液堤からの排液方法を考慮すること。について、廃液槽設置に限定せず、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	要求水準書	P39	5.1.12 完了検査	設計図書作成の完了時に検査を受けることになっており、検査に合格したときは、「設計及び建設工事請負契約書（案）第40条（検査及び引渡し）及び第41条（請負代金の支払い）」が適用され請負代金（設計業務に係る費用）を全額請求することができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	要求水準書	別紙4-1	消毒副生成物の増加率	表にある「浄水」は要求水準と同じ配水池入口の水質結果でしょうか。	配水池出口の水質試験結果です。
193	要求水準書	別紙4-1	消毒副生成物の増加率	給水栓の北方配水池系、新田配水池系は浄水後、配水池の滞留時間も含めて、浄水後どの程度の時間が経過した水道水かご教示願います。	計算上、北方配水池の滞留時間は2.5～4日、新田配水池は1.5～2.5日です。
194	要求水準書	別紙4-3	②浄水水質	浄水水質の「浄水」とは、要求水準と同じ配水池入口の水質結果でしょうか。	配水池出口の水質試験結果です。
195	要求水準書	P5	2.6.2 対象施設の概要	既設躯体を撤去する場合、その範囲は事業者提案でよろしいでしょうか。また、既設配管についても廃止管になる場合の撤去範囲についてご教示ください。加えて、管を残置する場合は空管残置とのことでしたが、端部処理の方法についてご教示ください。	躯体については全撤去を基本とします。既設配管の撤去範囲としては支障となる箇所とします。端部処理については、栓等を設置したうえでコンクリート巻き立てとします。
196	要求水準書	P6	4号配水池	4-2号配水池の東側のボーリング跡地にある設備の詳細をご教示ください。また、撤去可能でしょうか。	地すべり調査の観測孔です。撤去可能です。
197	要求水準書	P7	付帯施設、外構	既設1号配水池の傍にはモニュメントと池、植栽がございます。建設時に撤去可能なものと移設が必要なものをご教示ください。移設するものがあれば変更対象と考えてよろしいでしょうか。	モニュメントについて移設を想定しておりませんでしたので、提案内容によって移設が必要となる場合は、事業者の責任において移設してください。移設先は協議によります。また、池、植栽は撤去可能です。
198	要求水準書	P7	付帯施設、外構	既設1号配水池の傍の池の流入水はどこから供給されているかご教示ください。	着水井から供給されています。
199	要求水準書	P7	薬注棟	建設に支障する場内の植栽は撤去と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	要求水準書	P7	管理棟	既設施設撤去時に中の什器・備品関係は所掌外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	要求水準書	P15	3.4.2 本事業で予想されるリスク 表8 リスク分担表【調査・設計・建設】	発掘調査に関して、調査期間が示されていないので、事業者側が想定して調査期間を定めて工事工程表を作成しますが、発掘調査が長引いたことで工期を守れない場合は発注者リスクによるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	要求水準書	P22	4.3.4 構造物及び設備の耐用年数	着水井、混和池、沈殿池、急速ろ過池、排水排泥池は本事業では劣化部の補修、耐震補強を行うこととなっております。既設着水井、混和池、沈殿池、急速ろ過池を膜の前処理施設として利用する場合等、躯体構造を大幅に変更した場合、新設と同様の耐震性、耐用年数を満たす必要があるでしょうか。	耐震性については現在の基準を満たすものとし、耐用年数は保全管理期間を超えて使用できるようにしてください。
203	要求水準書	P42	5.2.3 試運転調整・切替対応業務	工事中の排水先をご教示ください。	別途提供予定の水質汚濁防止法の資料を確認ください。排水量によっても対応は異なりますので、契約後協議します。
204	要求水準書	P38	5.1.9 (2) 配水管更新	1・2号配水池の改築時における配水経路と関連する切替工事の実施時期はいつ頃を想定されていますでしょうか。	適切な工程となるようご提案下さい。

No	文書名	頁	項目	質問、意見内容	回答
205	要求水準書	P39	5.1.1 3 設計図書	感染症等の影響により一部の建設資材（管材等）の納品が長期化しております。工期内で建設を完了するために、設計段階で建設資材等の材料承諾は可能でしょうか。	対象物を協議にて確認の上、柔軟に対応します。
206	要求水準書	P40	5.2.1 本業務の内容 撤去工事対象	ご提供いただいた資料に記載されていない地下埋設物については市のリスクとなっております。撤去が必要になった場合は設計変更と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	要求水準書	P6	表4 整備対象施設・設備	薬品注入設備の撤去対象機械設備は、薬注棟内の他、管理棟も含むものと理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
208	要求水準書	P6	2.6.2対象施設の概要と範囲 表4 徐マンガン施設	表4除マンガン施設に「本書に示す水質目標値を達成可能な施設」とありますが、処理水質はp18、3.3.2項にあるように「配水池の入口」で達成することが要求事項と認識します。除マンガン施設の2次側で達成する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	要求水準書	P6	2.6.2対象施設の概要と範囲 表4 沈澱池	表4沈澱池に「利活用する沈澱池容量」とありますが、利活用する対象とする水量についても、事業者提案とすることを認めていただけるでしょうか。	ご理解のとおりですが、設定根拠を明示ください。
210	要求水準書	P7	2.6.2対象施設の概要と範囲 表4 注記※4	「廃止管については空管残置を可能」とありますが、契約後の客先協議にて撤去を指示された場合、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	要求水準書	P16	3.4.2本事業で予想されるリスク 表9 施設性能リスク	別途3.3.2項に原水水質が示されていますが、運用後、想定される原水水質を超過した原水が流入した場合、「事業者の帰責事由にはよらない」と判断されます。この場合のリスク負担者は発注者にあると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	要求水準書	P18	4.3.1処理水量 表10 非常時給水量	非常時給水量30,700m3/日は、年間で何日程度と推測されているでしょうか。またその日数は、最大で何日間連続するものと想定されているでしょうか。（例：年間50日のうち、最大で10日程度連続すると想定）	基本的には想定していません。 東日本大震災等の非常時対応としての水量です。
213	要求水準書	P19	表11 「鉄」「マンガン」	鉄及びマンガンに関して、括弧内にある数値を処理できる浄水能力を有すれば良いという理解で宜しいでしょうか。	浄水では要求水質値を達成してください。
214	要求水準書	P19	4.3.2処理水量 表11 原水引渡し条件	原水引渡し条件において、pH値の最小値をご教示ください。	平成14年～平成29年の実績より、最小値6.9程度です。
215	要求水準書	P22	4.3.4	「…有形固定資産の耐用年数以上が維持できる仕様とすることを…」とありますが、具体的な目標耐用年数があるのでしょうか。また、ここでいう仕様とはどのようなものを指すのでしょうか。	具体的な目標耐用年数はありません。ここでいう仕様とは、例えば、鉄筋コンクリート造の構造物では、コンクリートの性状（水セメント比、強度）や塗装等を指します。設備については、使用環境に合わせた適切な材質等とお考え下さい。
216	要求水準書	P24	5.1.1 表14 設計条件	工事期間中は計画一日最大給水量26,000m3/日を確保すればよいという理解で宜しいでしょうか。	工事期間中は災害時等も含め、既設運用に支障の無い水量を確保してください。
217	要求水準書	P24	5.1.2設計共通事項⑨	「新たに設置する設備（膜ろ過、薬品注入等）は屋内に収納すること」とありますが、攪拌機など、将来更新時の機器交換を考慮に入れると屋外設置の方が利便性が良いと考えられる設備に関しては、屋外設置として宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	要求水準書	P24	5.1.2 設計共通事項 ⑨	対象とする設備は、「膜ろ過、薬品注入等」とありますが、例えばサンプリングポンプなど、屋内に収納せずとも維持管理に支障がなく、市と事業者の双方にとってメリットがあると判断する場合、屋外設置は認められるでしょうか。必ず屋内とすべきは、膜ろ過と薬品注入設備のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	要求水準書	P25	5.1.4浄水施設設計 (1) 前処理施設設計 ②	沈澱池開口部の覆蓋について、設置目的をご教示ください。	テロ等による上空からの異物混入対策に加え、遮光及び塩素拡散防止目的のためです。
220	要求水準書	P27	(4)膜ろ過施設設計⑩	流入濁度とは、下り松ポンプ場における原水濁度という理解で宜しいでしょうか。	保呂羽浄水場着水井の濁度です。
221	要求水準書	P27	(4)膜ろ過施設設計⑩、⑭	「また、水槽において漏水等の著しい劣化が確認された場合には、事業者の負担において補修を実施すること。」とありますがコンクリート、塗装等の経年劣化に関しては、事業者の負担外という理解で宜しいでしょうか。	事業では施設整備及び20年間の保全も事業者を求める業務としています。そのため、事業者へは20年間の性能を保証することを求めています。そのため、コンクリート、塗装の経年劣化については、事業者の責任範囲です。事業者の責任・負担において保全することを求めます。
222	要求水準書	P29	5.1.5電気計装設備設計 (5)計装設備 ②	記載の箇所以外については、流量計型式は事業者提案とすることでよろしいでしょうか。	中央監視にて監視を行う流量や、制御に使用する流量は電磁流量計としてください。ただし、それ以外の装置の状態確認に使用する流量計の仕様は事業者提案とします。
223	要求水準書	P31	5.1.5(8)その他事項	切替更新を順次行っていくため、事業者の責任で既設設備（動力設備、監視制御設備等）を改造することは可能でしょうか。	事業者の責任において既設改造は可能とします。
224	要求水準書	P32	5.1.8建築物設計 (1)共通事項 ①	「人が常駐する」ことの定義は、維持管理者による巡回点検や薬品の補充などの一時的なケースは含まれない理解でよろしいでしょうか。	人が常駐する施設とは管理棟を想定しています。膜ろ過棟を合棟する場合には、管理棟に準拠してください。
225	要求水準書	P35	(3)膜ろ過棟設計②	膜ろ過棟の見学者動線部分が単一階層（同一フロア）である場合、動線にバリアフリーを確保すればエレベーターは不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、バリアフリーの観点から駐車場から見学者ゾーンまでの動線を確保してください。
226	要求水準書	P45	第6章. 6.1.1	保全管理業務の範囲は浄水処理に係る設備が対象で、土木躯体、建築躯体が対象外となっておりますが、建築設備についても対象外という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	要求水準書	P49	第6章. 6.2.2. (8)	次に示す業務については、・・・既設の法定点検費用、・・・は本市が負担する。とありますが、保全管理業務委託契約書（案）P.11別紙1に法定点検が本業務の対象外となっておりますので、新設の法定点検費用も市負担と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	要求水準書	P14	表7その他リスク不可抗力リスク (22)	・・・疫病とありますが、コロナ・サル痘・インフルエンザ等と考えてよろしいでしょうか。	昨今の新型コロナウイルス等、社会的に影響の大きな疾病とお考えください。

No	文書名	頁	項目	質問、意見内容	回答
229	要求水準書	P7	場内配管設計	1号・2号・3号・4号配水池それぞれの停止可能期間についてご提示願います。	1池ずつの場合、7～9月頃の需要が多い時期を除き停止可能です。
230	要求水準書	P7	場内配管設計 *4	既基本設計での配管設計に置ける一部更新計画について、具体的な範囲についてご提示願います。	参考資料提供済みです。
231	要求水準書 *4	P7	場内配管設計	既設配管の一部更新は、既基本設計で検討された更新計画に基づき工事を実施するとありますが、提案の中で配管ルート等他の配管についても変更は可能でしょうか。	可とします。
232	要求水準書 5・1・9	P37	場内配管設計	別紙8の既基本設計図面で示されている既設配管の一部更新となっていますが、提案においてルート等変更を可能と理解してよろしいでしょうか。また、別紙8の基本設計時の詳細図等の資料は開示されますでしょうか。どのようにご依頼いたせばよろしいでしょうか。	可とします。詳細図は作成していません。
233	要求水準書	P7	1.2号配水池 *3	1.2号配水池において、送水管取出し配管及びピットを構築するとありますが、構造上及び耐震に対して非常に難しいと思われるので既基本設計での改築案をご提示願います。	参考資料を提供済みです。
234	別紙7	P1	遠方監視設備設置箇所一覧表	遠方監視装置設置箇所の図面（接続図、外形図）提供頂けないでしょうか。	現存している資料は、別途提供します。
235	事業者選定基準	P8	2.3.提案価格の確認	上限価格算出の採用月をご提示ください。	令和3年12月です。
236	事業者選定基準	P9	第3章2.3.2)	地域経済への貢献の得点化方法について、設計建設工事の請負比率には、協力企業への発注金額も含まれると理解していますがその認識で宜しいでしょうか。その場合、協力企業への発注見込み金額を提示すればよいとの理解で宜しいでしょうか。また、発注見込み金額に達しなかった場合のペナルティなどは考えられていますか。	協力企業も含むとの理解で良いです。また発注見込み金額の提示で良いです。基本的に発注見込み金額を満たすように調整するものとし、万が一達成が困難となった場合は、ペナルティを含め市との協議によります。
237	事業者選定基準	P9	第3章2.3.2)	地域経済への貢献の得点化方法について、設計建設工事の請負比率となっていますが、実施方針に関する質問、意見への回答No.101で「下請発注額や地元資材の購入額で評価の加点が変わる」とされており、契約類型としての請負に限らず、資材購入額も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	地元資材の購入額については評価が難しいことから除外し、構成員の分担額、協力企業への発注金額としました。
238	事業者選定基準	P9	第3章2.3.2)	「「地域経済への貢献」の得点化方法」に「設計建設工事の提案価格に占める地元企業の請負比率が15%以上のとを配点の100%」とすると記載されています。一方、様式集「様式3-IV-1」では地元企業の関心表明書を求められています。地元企業の請負金額及び比率を証明出来れば、関心表明書の企業数は配点に影響しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。関心表明書は、地元企業の請負比率の提案が確実に履行されるかを判断する上での参考として提出していただきます。
239	事業者選定基準	P8	2.3 提案価格の確認	提案価格に対する配点基準となる上限価格が設定されると判断します。設定される上限価格の算定基準となる積算採用基準年月をお示し願います。	令和3年12月です。
240	事業選定基準	P9	2)	提案価格に占める地元企業の請負費率はJ Vに置ける請負金額だけでなく、J Vから地元企業への発注金額も含むと考えてよいですか？	ご理解のとおりです。
241	事業者選定基準	P3	2.2 技術提案書の審査 2)	要求水準を満たしているか否かについて提案の意図を応募者に確認するため、応募者へ追加資料や説明を求めるなどの確認がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	追加資料や説明を求めることはありません。
242	事業者選定基準	P8	2.3.1)	提案金額が上限価格の範囲内とのことですが、設計建設工事と保全管理費用の合計が、上限価格内に収まっているれば失格にならないという解釈でよろしいでしょうか。	設計建設工事と保全管理費用それぞれの上限額以内としてください。
243	事業者選定基準	P8	2.2 技術提案書の審査 4)②	「評価項目毎に選定委員会の各委員による合議制にて評価を決定する。」とありますが、「3.3 優先交渉権者の通知及び公表」に記載されている総合評価点の算定結果の公表の中で、各評価項目毎に各委員の評価について、公表は予定されますでしょうか。	各委員ごとの評価は公表しません。
244	提出書類作成要領及び様式集	P34	様式3-I-2-(2)-②	この様式に記載する監理技術者は、土木、建築いずれかを記載すればよいという理解で宜しいでしょうか。	土木、建築で別に配置する場合は、枠をコピーして使用してください。
245	提出書類作成要領及び様式集	P8	第3.3(2)提出要領	「技術提案書概要版及び技術提案書については、電子データを保存したCD-ROMを1セットを提出すること」とありますが、インデックスについてはこれに含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	提出書類作成要領及び様式集	P8	第3.3(2)提出要領	電子データがCD-ROM1枚に収まらない場合、CD-ROM複数枚で対応するのか、もしくはDVDで提出してもよろしいでしょうか。	DVD等で1枚に収まるようにお願いします。
247	提出書類作成要領及び様式集	P8	第3.3(2)提出要領	規格欄に「A4版ファイル綴じ」とありますが、ファイル綴じの仕様（材質、表表紙や背表紙記載事項など）の指定があれば、ご教示願います。	指定はありません。
248	提出書類作成要領及び様式集	P9	第3.3.(3)技術書類	CD-ROMのジャケット及び盤面シールにはグループ名を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	提出書類作成要領及び様式集	P9	第3.3(4)技術提案書の構成	技術提案書概要版は本事業の技術提案書とは別冊ファイル綴じとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
250	提出書類作成要領及び様式集	P9	第3.3(4)技術提案書の構成	「全てのページに通しのページ番号をつけること」とありますが、提出する冊子の様式毎に、「1/4」等の番号を付すという理解でよろしいでしょうか。	技術提案書全体を通してのページ番号をつけてください。なお、添付資料から新たに1ページとすることは可とします。
251	提出書類作成要領及び様式集	P9	第3.3(4)技術提案書の構成	「表紙及び中表紙には内容が分かるインデックスを添付すること。」とありますが、表紙にあたるものは「提案書表紙（様式3-V）」中表紙にあたるものは「事業計画に関する事項」や「設計及び工事に関する事項」であり、各項目（例えば「基本方針に関する提案」といった小項目）のインデックスは不要という理解でよろしいでしょうか。また、インデックスには、「様式3-I」といった様式No.を記載し、各中表紙の前頁に、当該様式No.を記載したインデックスを挿入するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
252	提出書類作成要領及び様式集	P9	第3.3(4)技術提案書の構成	A4様式が奇数ページで終わる場合、最後のページの裏面は白紙としてよろしいでしょうか。また、枚数節約のため次の様式を入れる場合等はご指示いただけますでしょうか。	A4様式が奇数ページで終わる場合、最後のページの裏面は白紙としてください。
253	提出書類作成要領及び様式集	P16	様式1-Ⅲ	募集要項P10④「協力企業についても企業名及び携わる業務について明記すること」とございますが、記載する様式は、様式1-Ⅲの【構成員】を【協力企業】に書き換え、協力企業の情報を記入するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、協力会社も押印は必要です。
254	提出書類作成要領及び様式集	P32	事業計画に関する事項	P1に設計企業が要件を満たす条件として公称施設能力2,000m ³ /日以上浄水場（膜ろ過方式）の設計の実績を有することが確認できることが示されています。P32において同種業務の実績を記載する欄がありますが、管理技術者及び照査技術者が実績を有していれば加点対象になると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	文書名	頁	項目	質問、意見内容	回答
255	提出書類作成要領及び様式集	P59	様式3-III-1-(2) 保全管理業務に関する事項 保全管理の確実性に関する提案 (修繕・膜交換計画)	添付資料の機器修繕リストは、自由様式との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
256	提出書類作成要領及び様式集	P62	2. 地域活動への貢献	地域貢献に関する提案として、「2. 地域活動への貢献」とありますが、この対象期間は建設期間のみと考えて宜しいでしょうか。	保全管理期間における提案も可とします。
257	提出書類作成要領及び様式集	P67	様式3-VII	ページは連番と示されていますが、添付資料から新たに1ページとした連番でよろしいでしょうか。	技術提案書全体を通してのページ番号をつけてください。なお、添付資料から新たに1ページとすることは可とします。
258	提出書類作成要領及び様式集	P29～P64	様式2及び3	様式の余白を狭めてもよろしいでしょうか。	様式の余白を狭めることは認めません。
259	提出書類作成要領及び様式集	P42	様式3-II-1-(1)	添付資料の「特記仕様書」の記載について、通常は詳細設計時に作成するものと考えます。機器リストに仕様を略記する形でよろしいでしょうか。 もし特記仕様書の作成が必要な場合、技術提案書として受領されるため、詳細設計時に変更する際は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	技術提案の際の特記仕様書と詳細設計時の特記仕様書は、それぞれ必要です。なお、詳細設計時に変更が発生した場合は、設計変更有無の協議を行います。
260	基本契約書	P3	第6条	保全管理IVをSPCとする場合、設立期限はあるのでしょうか。	保全管理業務委託契約前に設立してください。
261	基本契約書	P10	別紙2	保全管理期間及び保全管理業務委託契約期間は膜ろ過方式による浄水施設の工期短縮により変更されるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
262	基本契約書(案)	P5	第13条第4項第1号から第3号	「基本契約書(案)」第13条第4項第1号から第3号において示されている「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の条項の番号が、現行法に則っていないのではないのでしょうか。	ご指摘のとおりです。後日、契約書(案)の修正版を公表します。
263	基本契約書(案)	P6	第13条第4項第10号・第11号、第5項柱書・第1号・第2号	第13条第4項第10号・第11号、第5項柱書・第1号・第2号において、「基本契約」の文言が5箇所ありますが、契約書の冒頭で、この基本契約書を「この契約」と定義付けておりますので、「基本契約」の文言を「この契約」に修正されるべきではないのでしょうか。尚、他の条項では、すべて、冒頭の定義付けどおり、「この契約」の文言が用いられております。	ご指摘のとおりです。後日、契約書(案)の修正版を公表します。
264	基本契約書(案)	P6	第13条第4項契約の終了	11号にあります「基本契約以外の契約が発注者より解除された場合」とは、「基本契約以外の個別契約」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
265	基本契約書(案)	P6	第13条第5項契約の終了	2号にあります「基本契約以外の契約が民間事業者により解除された場合」とは、「基本契約以外の個別契約」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	基本契約書(案)	P6	第14条 秘密保持等	第1項の相手方の事前の承諾なしに開示ができない「第三者」には、第9条で再委託が認められる「第三者」は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
267	基本契約書(案)	P14	別紙4	「施設保守管理」は要求水準書P3 表2 対象業務の「保全管理」と読み替えられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
268	基本契約書(案)	P13～P14	別紙4. 民間事業者が行う業務	対象業務に、建築基準法、建築士法に定められた工事監理業務が含まれていない様ですが、業務対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
269	設計及び建設工事請負契約書(案)	P4	第9条第2項	本契約終了後の著作物の利用については、通知のみならず承諾を要する形とさせていただきます。	契約時の協議事項とします。
270	設計及び建設工事請負契約書(案)	P8	第21条第6項	発注者側の指定による検査なので、発注者が費用を負担するのが妥当と考えます。	現行の記載のとおりとします。
271	設計及び建設工事請負契約書(案)	P10	第25条1項(1)	図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書とは何を指しているのでしょうか。	要求水準書等若しくは提案書又は設計図書等と修正します。後日、契約書(案)の修正版を公表します。
272	設計及び建設工事請負契約書(案)	P10	第24条	破壊検査の結果、仕様に適合していた場合には検査及び復旧費用は発注者負担とするのが妥当と考えます。	現行の記載のとおりとします。
273	設計及び建設工事請負契約書(案)	P12	第32条第1項	協議が整わない場合に発注者が一方的に定められる条件は受け入れかねます。	十分に協議を行うものと考えていますが、最終的な判断は市にて行うものとします。
274	設計及び建設工事請負契約書(案)	P12	第33条5項	「主要な工事材料」とありますが、機器費を構成する材料費の変動による請負代金額の変更は可能でしょうか。	変動を客観的に証明できるのであれば協議に応じます。
275	設計及び建設工事請負契約書(案)	P13	第33条第7項	協議が整わない場合に発注者が一方的に定められる条件は受け入れかねます。	十分に協議を行うものと考えていますが、最終的な判断は市にて行うものとします。
276	設計及び建設工事請負契約書(案)	P13	第35条	発注者起因の損害は、保険適用の有無を問わず発注者負担が妥当と考えます。	現行の記載のとおりとします。
277	設計及び建設工事請負契約書(案)	P13	第36条第1項	発注者起因の損害は、保険適用の有無を問わず発注者負担が妥当と考えます。	現行の記載のとおりとします。

No	文書名	頁	項目	質問、意見内容	回答
278	設計及び建設工事請負契約書(案)	P14	第37条第4項	不可抗力による損害について全て発注者負担が妥当と考えます。	現行の記載のとおりとします。
279	設計及び建設工事請負契約書(案)	P15	第40条第3項	破壊検査の結果、仕様に適合していた場合には検査及び復旧費用は発注者負担とするのが妥当と考えます。	現行の記載のとおりとします。
280	設計及び建設工事請負契約書(案)	P17	第46条第4項	破壊検査の結果、仕様に適合していた場合には検査及び復旧費用は発注者負担とするのが妥当と考えます。	現行の記載のとおりとします。
281	設計及び建設工事請負契約書(案)	P18	第48条第2項	協議が整わない場合に発注者が一方的に定められる条件は受け入れかねます。	十分に協議を行うものと考えていますが、最終的な判断は市にて行うものとします。
282	設計及び建設工事請負契約書(案)	P18	第49条	受注者は、本契約内で運転管理企業への指導助言を行うのみで、保安全管理の実施義務はないものと考えます。(『実施方針に関する質問、意見への回答』No. 71において、「部分引渡しされた設備の保安全管理業務は本事業とは別に契約」するものと理解しています。)	現行の記載において、部分引き渡し部分の保安全管理は、本事業とは別に契約することとしています。
283	設計及び建設工事請負契約書(案)	P18	第50条5項	「第2項項」は「第2項」の誤記と拝察します。	第2項に修正し、後日、契約書(案)の修正版を公表します。
284	設計及び建設工事請負契約書(案)	P23	第64条第2項	解除の理由が受注者の責に帰すべき事由に依らない場合には、検査及び復旧費用は発注者負担とするのが妥当と考えます。	現行の記載のとおりとします。
285	設計及び建設工事請負契約書(案)	P14, 15	第38条第1項	協議が整わない場合に発注者が一方的に定められる条件は受け入れかねます。	十分に協議を行うものと考えていますが、最終的な判断は市にて行うものとします。
286	設計及び建設工事請負契約書(案)	P7, 8	第20条第2項	発注者側の指定による検査なので、発注者が費用を負担するのが妥当と考えます。	現行の記載のとおりとします。
287	設計及び建設工事請負契約書(案)	P1, 2	第3条 総則	【意見】 「基本契約、本契約、要求水準書等及び提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本契約、要求水準書等、提案書の順にその解釈が優先する」とありますが、質問回答では各契約書における追記・修正の表記も含まれますので、質問回答書を最優先としていただくようお願いいたします。	「基本契約、本契約、要求水準書等、提案書の順にその解釈が優先する」の部分については、「質問回答書、基本契約、本契約、要求水準書等、提案書の順にその解釈が優先する」とします。
288	設計及び建設工事請負契約書(案)	P3	第7条第3項	第7条第3項には、「第64条第2項第3号から第5号までに規定する者」との文言がありますが、第64条第2項には号自体が存在しません。従って、条項番号に間違いがあると思われまます。	「第66条第3項各号に規定する者」に修正し、後日、契約書(案)の修正版を公表します。
289	設計及び建設工事請負契約書(案)	P3	第7条第3項(契約の保証)	「第64条第2項第3号から第5号」との記載がございますが、引用条文が異なるように思います。引用条文を改めてご教示願います。	「第66条第3項各号」に修正し、後日、契約書(案)の修正版を公表します。
290	設計及び建設工事請負契約書(案)	P4	第7条 契約の保証第5項	「受注者は、保証金の額の減額を請求することができる」との記載がございますが、減額の場合は、減額後の契約金額の10分の1まで保証金の額が減額されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
291	設計及び建設工事請負契約書(案)	P6	第14条 統括責任者	設計建設業務の統括責任者は、設計建設に関わる現場代理人と兼務することは可能でしょうか。	可能です。
292	設計及び建設工事請負契約書(案)	P7	第20条 工事材料の品質及び検査等	監督員の検査を受けて使用するべき工事材料は原則として要求水準書にて指定されているものと思慮いたします。要求水準書で指定されていないもので、例外的に指定される場合には、受注者と協議のうえで書面にて指示いただくものとしていただけませんか。	ご意見のとおりとします。
293	設計及び建設工事請負契約書(案)	P8	第21条 監督員の立会い及び工事記録の整備等	監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料は原則として要求水準書にて指定されているものと思慮いたします。要求水準書で指定されていないもので、例外的に指定される場合には、受注者と協議のうえで書面にて指示いただくものとしていただけませんか。	ご意見のとおりとします。
294	設計及び建設工事請負契約書(案)	P12	第33条	今後資機材並びに労務単価の変動が考えられます。資材価格等の変動があった場合は、設計及び建設工事請負契約書(案)の第33条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)の6に基づくインフレスライドの変更が可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	設計及び建設工事請負契約書(案)	P12	第33条	「第33条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における建設工事従事者の賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。」とありますが、国土交通省からの特例措置発令にしたがい、宮城県から令和4年3月1日付けで「令和4年3月から適用する公共工事労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特別措置について」が公表されております。登米市においても同様と考えても宜しいでしょうか。	令和4年3月から適用する公共工事労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特別措置については登米市においても検討中です。

No	文書名	頁	項目	質問、意見内容	回答
296	設計及び建設工事請負契約書(案)		P12 第33条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、受注者が提案する物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。」とございますが、使用する物価指数について、保全管理業務委託契約書(案)【別紙3の別表3】のようにあらかじめお示しいただくことは可能でしょうか。 他案件での例は以下の通りです。 ◆機器費： 「企業物価指数」(日銀調査統計局) ・国内企業物価指数：はん用機器 ◆材料費 「建設物価」もしくは、「企業物価指数」(日銀調査統計局) ・配管材料：金属製品 ・鋼材：鉄鋼 ・電線ケーブル：非鉄金属 ◆労務費： 「公共工事設計労務単価表」 ◆機械器具損料： 「企業物価指数」(日銀調査統計局) ・国内企業物価指数：生産用機器 ◆共通仮設費、現場管理費、一般管理費：上記直接工事の変動率に応じて改定	契約時の協議事項とします。
297	設計及び建設工事請負契約書(案)		P12 第33条 賃金又は物価の変動に基づく請求代金額の変更 第6項	提案価格から優先交渉権者の決定までに、設計及び建設工事請負契約書(案)の第33条6項にある「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき・・・」については、契約前であっても貴市と優先交渉権者における契約協議において、提案金額から契約する際に契約金額の変更は可能でしょうか。	契約前の金額変更は行いません。契約後の協議によります。
298	設計及び建設工事請負契約書(案)		P12 第33条 賃金又は物価の変動に基づく請求代金額の変更 第6項	令和4年2月18日付『「機械設備工事積算に係わる令和4年3月から適用する標準賃金について」の運用に係る特例措置について(国会公契第47号ほか)』、『「令和4年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について(国会公契第50号ほか)』、『「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について(国会公契第49号ほか)』の通知をうけて、宮城県においても令和4年3月1日付「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について」が公表されておりますが、貴市においても同様な対応措置が図られる場合、令和4年6月1日に公告となった募集要項等に記載された上限価格は変更せずに、価格評価と提案評価を実施し、優先交渉権者を確定後、契約を締結し、その後特例措置の算定により契約金額の変更を行うことの理解でよろしいでしょうか。	令和4年3月から適用する公共工事労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置については登米市においても検討中です。
299	設計及び建設工事請負契約書(案)		P12 第33条 賃金又は物価の変動に基づく請求代金額の変更 第6項	令和4年2月18日付『「機械設備工事積算に係わる令和4年3月から適用する標準賃金について」の運用に係る特例措置について(国会公契第47号ほか)』、『「令和4年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について(国会公契第50号ほか)』、『「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について(国会公契第49号ほか)』の通知をうけて、宮城県においても令和4年3月1日付「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について」が公表されておりますが、貴市においても同様な対応措置が図られる場合、令和4年6月1日に公告となった募集要項等に記載された上限価格の積算のもとになる基準日をご教示願います。	令和3年12月時点です。
300	設計及び建設工事請負契約書(案)		P12 第33条6	提案書類の提出から優先交渉権者の決定までにおいて、設計及び建設工事請負契約書(案)第33条6項に示された請負代金の変更請求について、「請負代金が著しく不相当になったとき」は、契約前でも貴市と契約協議において、提案金額から契約する際に契約金額の変更は可能でしょうか。	契約前の金額変更は行いません。契約後の協議によります。
301	設計及び建設工事請負契約書(案)		P12 第33条6	技術者単価や設計労務単価の運用に係る特例措置が各方面から公表されており、宮城県においても令和4年3月1日付「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について」が公表されておりますが、貴市においても同様な対応措置が図られる場合、令和4年6月1日に公告となった募集要項等に記載された上限価格は変更は行わずに価格評価と提案評価を実施し、優先交渉権者を決定、契約を締結し、その後特例措置等により契約金額の変更を行うものとの理解でよろしいでしょうか。	令和4年3月から適用する公共工事労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置については登米市においても検討中です。
302	設計及び建設工事請負契約書(案)		P12 第33条6	令和4年6月1日に公告された募集要項に記載された上限価格の積算基準日をご教示ねがいます。	令和3年12月時点です。
303	設計及び建設工事請負契約書(案)		P12 第33条	「工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。」とありますが、見積提出時の提案価格算定時の価格で契約になると思いますので、「提案価格算定時からの急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、請負代金額が不相当となったときは、請負代金の変更を請求できる。」という解釈で宜しいでしょうか。もしくは、提案価格算定時と契約の間でインフレーション又はデフレーションは発生した場合は、それを加味した金額で契約することが出来るのでしょうか。	契約前の金額変更は行いません。契約後の協議によります。
304	設計及び建設工事請負契約書(案)		P13 第35条(一般的損害)	「工事的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施行に生じた損害」について、受注者に帰責性のない場合も受注者が費用負担をすることになっております。受注者の故意・過失等の要件を必要とする等要件をご検討いただきたく存じます。	発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担するとしています。
305	設計及び建設工事請負契約書(案)		P14 第37条 不可抗力による損害	国土交通省中建審第5号として令和4年5月18日に公表された公共工事標準請負約款の30条の改正は本事業の工事請負契約書に適用いただけますでしょうか。 *改正30条：工事的物の引渡し前に、不可抗力により工事的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担することとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。	本契約の締結前に協議に応じます。
306	設計及び建設工事請負契約書(案)		P18 第49条 部分引渡し部分の保全管理 第1項及び第2項	「発注者及び受注者は、当該保全管理に係る対価の額、その支払方法、支払時期等を協議のうえ決定する」とあり、2項において「保全管理業務委託契約者に協力させるものとする」と示されています。 履行義務は本契約の当事者として規定されており、対価の支払いについても本契約の受注者と協議・決定することから、保全管理業務委託契約者に協力させた場合の対価の支払いは本契約の受注者から行うとの理解でよろしいでしょうか。	ここでは、部分引き渡し部分の保全管理について、受注者にて実施いただくこと、その対価は保全管理を行う委託契約とは別途、支払うことを記載しています。その金額、契約の方法、支払い方法等については、契約前に協議をさせていただきます。

No	文書名	頁	項目	質問、意見内容	回答
307	設計及び建設工事請負契約書(案)	P18	第49条 部分引渡し部分の保全管理第2項	【意見】 「保全管理業務委託契約者に協力させるものとする」とありますが、保全管理業務委託契約の契約期間である通水開始日以前であり、1項には「保全管理業務とは別に」とあるため、本契約の当事者において実施が可能であれば協力なしに保全管理を実施できることを要望します。	ここでは、部分引き渡し部分の保全管理について、受注者にて実施いただくこと、その対価は保全管理を行う委託契約とは別途、支払うことを記載しています。その金額、契約の方法、支払い方法等については、契約前に協議をさせていただきます。
308	設計及び建設工事請負契約書(案)	P18	第50 債務負担行為に係る契約の特則	「発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び第2項の出来高予定額を変更することができる。」とありますが、物価上昇等による工事費の増額等は除き、受注者が入札時に提出した出来高予定額と比較して出来高の変更が無い場合は、原則、予定額の増減はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
309	設計及び建設工事請負契約書(案)	P18	第50条第5項	第50条第5項に、「第2項項」との記載があり、誤記と思われる。	第2項に修正し、後日、契約書(案)の修正版を公表します。
310	設計及び建設工事請負契約書(案)	P21	第57条第1項	第57条第1号は、発注者の催告による解除事由として「第5条第1項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をして提出したとき。」が規定されていますが、本号の規定は、公共工事標準請負契約約款第47条第1号に相当する規定であると思われませんが、この規定の内容から本契約書では第8条第4項の書類に該当すると思われませんが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。後日、契約書(案)の修正版を公表します。
311	設計及び建設工事請負契約書(案)	P24	第65条第1項第3号	第65条第1項第3号には、「独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき」との文言がありますが、独占禁止法第7条の2には第10項は存在しないため、条項番号の誤記と思われる。	条項番号を修正し、後日、契約書(案)の修正版を公表します。
312	設計及び建設工事請負契約書(案)	P24	第65条第1項第4号	第65条第1項第4号には、「受注者が法人の倍にあつては」との文言がありますが、誤記ではないでしょうか。正しくは、「受注者が法人の場合にあつては」と思われます。	誤記について修正し、後日、契約書(案)の修正版を公表します。
313	設計及び建設工事請負契約書(案)	P24	第64条第8項(解除に伴う措置)	第55条は、本契約が工事の完成前に解除された場合ではないので、該当しない条項かと思えます。	条項番号を修正し、後日、契約書(案)の修正版を公表します。
314	設計及び建設工事請負契約書(案)	P26	第69条 火災保険	昨今の頻発する不可抗力事由(自然災害)により、火災保険の保険料の値上がりが顕著な傾向にあります。事業者が火災保険を付保した場合の保険料の値上がり分は、不可抗力として取り扱っていただくという理解でよろしいでしょうか。	大幅な値上がりの場合や発注者の責による大幅な工期延期の場合等に協議には応じますが、基本的には不可抗力として取り扱わないものとします。
315	保全管理業務委託契約書(案)	P5	第23条	他の条項にならない、政府契約の遅延利息とするのが妥当と考えます。	政府契約の遅延利息と修正し、後日、契約書(案)の修正版を公表します。
316	保全管理業務委託契約書(案)	P10	第41条第4項	本契約終了後の著作物の利用については、別途確認させていただきたいです。	契約時の協議事項とします。
317	保全管理業務委託契約書(案)	P15	別表2	レベル1～5は別表1の是正レベルに対応しているものと考えますが、別表1のレベル1には「◆要求水準書を満たしているが、提案水準を達成できない場合」が含まれています。別表2のレベル1は1Pが付加されるとなっていますが、P16(参考)では要求水準に適合の場合は減額ポイントなしとなっています。	「要求水準書を満たしているが、提案水準を達成できない場合」はレベル1とし、1ポイント減額ポイントを付加するものとします。
318	保全管理業務委託契約書(案)	P19	別紙4	事業者提案により継続利用する施設に対し不可抗力が生じた場合の増加費用又は損害は、委託者負担という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
319	保全管理業務委託契約書(案)	P19	別紙4	不可抗力による損害について全て発注者負担が妥当と考えます。	現行の記載のとおりとします。
320	保全管理業務委託契約書(案)	P1	第3条2	「受託者は、表記の契約期間(以下「契約期間」という。)のうち、第8条に定める業務期間中、・・・」とありますが、業務期間は第9条に記載があるため、「第9条に定める業務期間」との理解でよろしいでしょうか。	条項番号を修正し、後日、契約書(案)の修正版を公表します。
321	保全管理業務委託契約書(案)	P1	第3条 総則	【意見】 「基本契約、本契約、要求水準書等及び提案書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本契約、要求水準書等、提案書の順にその解釈が優先する」とありますが、質問回答では各契約書における追記・修正の表記も含まれますので、質問回答書を最優先としていただくようお願いいたします。	「基本契約、本契約、要求水準書等、提案書の順にその解釈が優先する」の部分については、「質問回答書、基本契約、本契約、要求水準書等、提案書の順にその解釈が優先する」とします。
322	保全管理業務委託契約書(案)	P2	第9条 業務期間	(要求水準書等及び提案書において通水開始日以前に行うこととされている業務を除く。)とありますが、要求水準書等においてどの業務を指していますでしょうか。また当該業務について設計及び建設工事請負契約の受託者が実施する場合は、本項に該当しないと解してよろしいでしょうか。	そのような提案があった場合を想定した記載であり、現時点で具体的な業務はありません。また設計及び建設工事請負契約の受託者が実施する場合は、本項に該当しません。
323	保全管理業務委託契約書(案)	P2	第6条 性能保証	「受託者は、委託者に対し本業務期間を通じて、要求水準書等に定める本施設の性能を保証する」とありますが、保全管理業務の範囲における性能保証との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
324	保全管理業務委託契約書(案)	P2	第9条 業務期間第2項	【意見】 設計及び建設工事請負契約に基づく建設工事の工期延長等により、大幅に通水開始日が変更され、手待ち費用が生じた場合、合理的な費用負担または委託料の増額をお願い致します。 設計及び建設工事請負契約第29条2項、第30条2項では、このような場合に発注者が費用負担するとの規定がありますが、工事延長等により通水開始日が延期された場合は、建設工事のみならず保全管理業務委託契約においても問題が発生するためです。	合理的な費用負担について協議します。
325	保全管理業務委託契約書(案)	P8	第36条第2項第2号から第4号	第36条第2項第2号から第4号において示されている「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の条項の番号が、現行法に則っていないのではないのでしょうか。	条項番号を修正し、後日、契約書(案)の修正版を公表します。
326	保全管理業務委託契約書(案)	P10	第44条 賠償金等の徴収	契約保証金の記載がございしますが、参加要件も審査した上でのプロポーザル入札であるため、「登米市契約規則」(平成17年4月1日 規則第41号)第32条(契約保証金の納付の減免)に則り、契約保証金は免除という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
327	保全管理業務委託契約書(案)	P10	第44条(賠償金等の徴収)	「受託者が本契約に基く損失補償金、損害賠償金又は違約金」とありますが、本契約書において損失補償金に関する記載がないため、削除いただけないでしょうか。	条文を修正し、後日、契約書(案)の修正版を公表します。
328	保全管理業務委託契約書(案)	P11	別紙1 本業務の対象設備(第1条)	「※本表は案であり、本契約時において提案書による機械設備及び電気設備の一覧に差し替える。」とありますが、この場合、委託者と受託者間で協議ができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	文書名	頁	項目	質問、意見内容	回答
329	保全管理業務委託契約書(案)	P11	別紙1 本業務の対象設備(第1条)	法定点検の電気保安業務が本業務対象外となっていますが、電気保安業務にかかる作業計画等についても保全管理業務の対象外であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
330	保全管理業務委託契約書(案)	P11	別紙1 本業務の対象設備(第1条)	法定点検に伴う部品交換や整備(燃料補充や消火器の交換等)は本事業対象外であり、保全管理業務委託契約書(案)第10条第2項に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
331	保全管理業務委託契約書(案)	P11	別紙1	別紙1のタイトル「本業務の対象設備(第1条)」とありますが、別紙1の内容は第3条に関係すると考えられるため、修正をお願いします。	別紙1のタイトルを修正し、後日、契約書(案)の修正版を公表します。
332	保全管理業務委託契約書(案)	P13	別紙2 別表1	是正レベル2に「業務の遅延」とありますが、受託者の責めに帰さない業務の遅延については対象外であると考えられるため、「受託者の責めに帰する業務の遅延」に修正いただけないでしょうか。	別紙2、別表1を修正し、後日、契約書(案)の修正版を公表します。
333	保全管理業務委託契約書(案)	P13	別紙2 別表1	是正レベル3に「浄水処理に係る指導・助言の齟齬」とありますが、「助言」については受託者がより良い運転管理の実現に向けて「～した方がよい」というアドバイスの意味合いであると認識しております。運転管理受託者が「助言」に従って運転操作を行った結果の不具合等に対し「齟齬」という形で改善要求措置を下される場合、受託者の創意による助言が妨げられる可能性があるため、是正レベル3から「助言」を除外いただけますでしょうか。	除外します。
334	保全管理業務委託契約書(案)	P15	別表3(5) ボーナスポイントの付与	「委託者は、受託者が提案した水準を超えて貢献をした場合、受託者にボーナスポイントを与えることができる。」とありますが、ボーナスポイントは減額ポイントと同様に整数(1P, 2P)での付与という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
335	保全管理業務委託契約書(案)	P17	別紙3. 2	「委託料は、本事業の保全管理に要する費用の契約期間の合計額として受託者が提案した金額……なお、委託料は受託者の保全管理の実績により変更しないものとする。」とあります。施設の機能を維持することにおいて修繕頻度・修繕項目の増減や、修繕周期・修繕時期の変更が望ましいと判断した場合、委託者の確認手続きを経て、受託金額の変更せず保全計画の変更が可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
336	保全管理業務委託契約書(案)	P18	別紙3. 3. (1)	物価変動時の手続きは、都度の契約変更は不要で、「協議・確認・通知」レベルで対応可能と理解してよろしいでしょうか。	協議書での対応とします。
337	保全管理業務委託契約書(案)	P18	別紙3. 3. (1)	入札時の費用積算の前提となる指標について、令和4年10月1日時点で公表されている指標との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
338	保全管理業務委託契約書(案)	P18	別紙3. 3. (1)	「ただし、各指標の毎年の変動率が±1%に満たない場合及び直近の改定からの累積が±1.5%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定する。」とありますが、各指標の毎年の変動率が±1%を超える場合又は直近の改定からの累積が±1.5%を超える場合にのみ改定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
339	保全管理業務委託契約書(案)	P18	別紙3. 3. (2)	『「令和4年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について(国会公契第50号ほか)』、の通知をうけて、宮城県においても令和4年3月1日付「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について」が公表されておりますが、今回の特例措置は、別紙3、3委託料の変更(2)には「委託料の算定根拠である前提条件において、考慮されない変動要素又は重大な変更が発生した場合」に該当するものとして解釈してよろしいでしょうか。	令和4年3月から適用する公共工事労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置については登米市においても検討中です。
340	保全管理業務委託契約書(案)	P18	別紙3 3 委託料の変更(2) その他の要因による変更ア	技術者単価や設計労務単価の運用に係る特例措置が各方面から公表されており、宮城県においても令和4年3月1日付「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について」が公表されておりますが、今回の特例措置は、別紙3、3委託料の変更(2)には「委託料の算定根拠である前提条件において、考慮されない変動要素又は重大な変更が発生した場合」に該当するものとして解釈してよろしいでしょうか。	令和4年3月から適用する公共工事労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置については登米市においても検討中です。
341	保全管理業務委託契約書(案)		頭書	「別紙共同企業体協定書により」との記載がございますが、特段該当する別紙がないように思います。基本契約書第6条第1項が定める自由書式の契約書を本契約に添付するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
342	実施方針に関する質問、意見への回答	P8	N070の事業スケジュール	8年間のうち、1年間を設計期間と考えると残期間の7年が施工期間となりますが、この期間、土木建築企業の監理技術者・主任技術者(地元企業)は専任で常駐となると考えてよいですか？	ご理解のとおりです。
343	実施方針に関する質問、意見への回答	P3	22	アスベスト・PCBについて未調査箇所があるとのことですが、調査済み箇所と未調査箇所をご提示ください。	調査実施済の部分の資料については開示します。
344	実施方針に関する質問、意見への回答	P6	49	基本設計で考えられている造成工事の内訳(工事内容)は募集要項公表時に示すとなりましたが、ご提示いただけますか。	基本設計においては、既設の跡地への建設を基本として、大規模な造成は考慮していません。
345	実施方針に関する質問、意見への回答	P6	126	物価変動リスクの発注者増減リスクの一定範囲は募集要項公表時に示すとなりましたが、インフレスライドについて詳細をご教示ください。	契約時の協議事項とします。
346	実施方針に関する質問、意見への回答	P6	133	排水排泥池の関連工事がある可能性があるとのことですが、工事内容・時期についてご教示ください。	水道1号線の流量計設置に関する工事です。令和6年度実施予定です。

※ 類似する質問がありますが、質問した企業が違うため掲載しております。

※ 以下の番号の回答については、記載内容を変更しましたのでご確認ください(35・48・84・99・105・123・136・157・197・215・216・224・238・260)。